

令和7年第2回阿武町議会定例会 会議録

第 1 号

令和7年6月12日(木曜日)

開会 9時00分 ~ 散会 14時10分

議事日程

開会 令和7年6月12日(木) 9時00分

開会の宣告

議長諸般の報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 一般質問

日程第4 議案第1号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）

日程第5 議案第2号 専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）

日程第6 議案第3号 阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第7 議案第4号 阿武町営住宅条例の一部を改正する条例

日程第8 議案第5号 阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例

日程第9 議案第6号 阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例

- 日程第10 議案第7号 物品売買契約の締結について
- 日程第11 議案第8号 阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて
- 日程第12 議案第9号 令和7年度阿武町一般会計補正予算(第1回)
- 日程第13 議案第10号 令和7年度阿武町国民健康保険事業(事業勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第14 議案第11号 令和7年度阿武町国民健康保険事業(直診勘定)特別会計補正予算(第1回)
- 日程第15 議案第12号 令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第1回)
- 日程第16 委員会付託 議案第1号～議案第7号、議案第9号～議案第12号

本日の会議に付した事件

議事日程と同じ

出席議員(8名)

議席番号

- | | |
|-----|---------|
| 1 番 | 米 津 高 明 |
| 2 番 | 上 村 萌 那 |
| 3 番 | 白 松 靖 之 |
| 4 番 | 西 村 容 子 |
| 5 番 | 松 田 穰 |
| 6 番 | 池 田 倫 拓 |

7 番 副議長 市 原 旭

8 番 議 長 末 若 憲 二

欠席議員 なし

欠 員 なし

説明のため出席したもの

町長 花 田 憲 彦

副町長(総務課長事務取扱) 中 野 貴 夫

教育長 網 本 徳 文

まちづくり推進課長 高 橋 仁 志

健康福祉課長 矢 次 信 夫

戸籍税務課長 水 津 繁 斉

農林水産課長 野 原 淳

土木建築課長 近 藤 慎 治

教育委員会事務局長 杉 山 和 人

会計管理者 柴 田 奈 美

福賀支所長 茂 刈 立 也

宇田郷支所長 小 野 智 彦

欠席参与 なし

事務局職員出席者

議会事務局長 三 浦 貴

議会書記 平 田 祥 子

開会 9時00分

開会の宣告

○議長（末若憲二） 全員御起立お願いします。互礼を交わします。一同礼。
おはようございます。御着席ください。

開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。

今年の梅雨入りは、8日に梅雨入りしたとの発表がありました。平年よりは4日遅いのですが、昨年よりは9日早いとのことです。九州南部と四国では、梅雨入りとともに線状降水帯が発生し、豪雨がありました。また、梅雨前線が北上したため、10日から九州北部を含め山口県も山陽側で大雨になりました。今後も豪雨に対する備えが必要と思います。

阿武町では、山間部では田植えも終わっていますが、沿岸部ではもう少し残っているようです。昨年は梅雨入りが遅れたため、水の管理に大変な思いをされていました。今年は適度な雨が降ることを望んでいます。また、今年の夏も昨年同様に、猛暑・酷暑が予想されています。あまりに酷暑になると、米の収穫が心配となります。昨年から主食である米不足が起こり、価格は高騰しましたが、政府の備蓄米放出により価格は少し下がってきていますが、秋以降、そのようなことが起きないように心配しています。しかし、農業に従事していらっしゃる方にとっては、米価があまり下がってほしくないところであります。

国際社会では、アメリカのトランプ大統領による関税問題で世界中が困惑しております。一方、トランプ大統領は、ロシアによるウクライナへの軍事侵略に和平交渉に乗り出しましたが、ロシアのプーチン大統領が難色を示し、

話がつきませんでした。トランプ大統領は話合いから手を引くとも言われています。

また、イスラエルのガザ地区への攻撃も一向に収まる気配を見せません。多くの住民が犠牲になっています。特にイスラエルはガザ地区を壊滅するとも言っていて、被害者が増え続けています。特に子供たちが勉学の機会を失い、また犠牲となっていますし、食料も不足しています。一刻も早い解決を望むものであります。

国内においては、政治に対する国民の信頼を取り戻すべく、集中審議されていますが、ここに来て、野党から内閣不信任案を提出するかどうか話が出ていますが、提出されますと、石破総理が衆議院を解散するかも分かりません。私的には今政治の空白をつくるべきではないと思っております。

そんな中、議員各位におかれましては、令和7年第2回阿武町議会定例会に応召御出席ありがとうございます。本議会は、議案数は少ないのですが、町民の皆様の生活や福祉に直結する大事な議案などがあります。慎重なる審議をお願いいたしまして、開会の御挨拶といたします。

○議長（末若憲二） 本定例会に付議されます案件は、議案12件、全員協議会における報告3件、また4人の方から一般質問の通告がなされております。

本日の出席議員は8人全員です。ただいまより、令和7年第2回阿武町議会定例会を開会します。これより本日の会議を開きます。続いて議事に入ります。本日の議事日程については、一般質問、議案説明及び委員会付託です。

議長諸般の報告

○議長（末若憲二） これより日程に入るに先立ち、過ぐる2月28日開催の令和7年第1回阿武町議会定例会以降、本日までの会議等を含め諸般の報告を行います。

3月1日、萩高等学校奈古分校卒業証書授与式が開催され、本職が出席しました。

3月7日、阿武中学校卒業証書授与式が開催され、議員各位出席されたことは御高承のとおりであります。

3月15日、みどり保育園卒園式が開催され、本職が出席をしました。

3月19日、阿武小学校卒業証書授与式が開催され、議員各位されました。

同じく19日、福賀小学校卒業証書授与式が開催され、議員各位出席されました。

3月25日、ABUスイムラン第1回実行委員会が役場本庁で開催され、本職が出席をしました。

3月29日、阿武町消防団奈古第1分団小型動力ポンプ付積載車配置式が同分団消防庫で開催され、議員各位出席をされました。

4月1日、令和7年阿武町内小中学校職員着任式が町民センターで開催され、本職が出席をしました。

4月3日、みどり保育園入園式が開催され、本職が出席をしました。

4月8日、萩高等学校奈古分校入学式が開催され、本職が出席をしました。

4月10日、阿武小学校入学式が開催され、議員各位出席をされました。

同じく4月10日、福賀小学校入学式が開催され、議員各位出席をされました。

同じく10日、阿武中学校入学式が開催され、議員各位出席をされました。

5月11日、山口県漁協奈古支店大漁祈願祭が開催され、議員各位出席をされました。

5月21日、令和7年度萩・石見空港利用拡大促進協議会総会が益田市立保健センターで開催され、本職が出席をしました。

5月23日、山陰自動車道（益田～萩間）整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、本職が出席をしました。

同じく23日、萩小郡地域高規格道路整備促進期成同盟会総会が萩市役所で開催され、本職が出席をしました。

5月27日、全国町村議会議長・副議長研修会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

5月28日、全国町村議会都道府県会長会が東京都で開催され、本職が出席をしました。

5月30日、令和7年度萩広域シルバー人材センター定時総会が萩市総合福祉センターで開催され、本職が出席をしました。

6月3日、午前9時より議会運営委員会が開催され、今期定例会に関しての協議がなされました。その結果につきましては、資料のとおりであります。

以上で、諸般の報告を終わります。

町長挨拶

○議長（末若憲二）　ここで、本定例会の開会に当たり、町長が挨拶を行います。町長。

○町長（花田憲彦）　令和7年第2回阿武町議会定例会の開会に当たり、一言御挨拶を申し上げます。先ほどもありましたが、山口県もこの8日に梅雨入りとなりまして、一方で、木々の緑も日増しに深くなってまいりましたが、議員各位におかれましては、公私ともに御多繁の中を本議会定例会に御出席を賜り、誠にありがとうございます。厚くお礼を申し上げます。

まずは私こと、このたびの阿武町長選挙におきまして、町民の皆様から温かい御支援を賜り、先月の5月1日から3期目の町政を担わせていただくことになりました。この場をお借りして、改めて町民の皆様の御信任に深く感謝を申し上げるとともに、これまでの経験を生かして、これまで以上に誰よりも汗をかい、町政運営に努力してまいる所存でありますので、議員各位におかれましても、引き続き御支援・御協力を賜りますように、よろしくお願いを申し上げます。

今回の選挙は、私といたしましては、3期目にして初めての選挙でありましたが、選挙期間中の5日間、町内の各地区・各集落をくまなく回らせていただく中で、多くの町民の皆様に御声援や温かい励ましの言葉をかけていただいたところではありますが、こうしたことを通じて、私自身の肌感として、これまで2期8年、私なりに一生懸命に務めてきた歩みを、多くの町民の皆さんにはしっかりと見ていただいているなという感じを強く持ったところがあります。そして、これからも大胆かつスピード感を持って各種事業を積極的に推進し、一方で、町民の皆様一人一人に寄り添いながら、誰もが阿武町に住んでよかったと思えるような小さな幸せを感じていただける行政をしっかりと推進していく所存であります。

さて、実は北海道のニセコ町を参考とさせていただいたわけではありますが、今回、町民の皆様には町の各種の事業に係る予算について、見える化して、これまで以上にしっかりと御理解いただくことが大事だと思ひまして、新たに今年度の主要事業などを分かりやすく掲載した冊子「2025今年の仕事」というものを作成し、先月20日の広報紙と一緒に各御家庭に配布をさせていただいたところがあります。作成に当たっては、主要事業及び予算の概要をなる

べく活字を少なくして、大きな字で写真やイラストなども用いながら説明しているわけでありまして、しっかりと読んでいただき、また建設的な御意見等もいただきたいと思います。と思っています。

さて、令和7年度も既に2か月を経過いたしました。御案内のとおり、今年度の予算においては、生活基盤の確保に重点を置いた「新たな医療・介護・福祉・子育て体制の基盤をつくる予算」と銘打ちまして、誰もが住み慣れた地域で、自立して安心して生活し続けられるように、医療・福祉・介護の総括拠点となる診療所を核とした複合施設の整備をはじめ、医師の確保、オンライン診療、薬の宅配などの仕組みも視野に入れながら、高齢者や障害者、子育て支援や生活相談など、何かあったときにはまず立ち寄りたくなる相談窓口となるよう、町の保健室をコンセプトに、現在、総合的・一体的な拠点施設の整備に鋭意取り組んでいるところであります。

また、地域振興や定住対策においても、薪ボイラーの施設整備や美咲第5分譲宅地の整備、町道の改良や漁港施設の改修など、持続可能な循環型社会の構築と、安全安心を支える社会インフラの整備などに重点を置き、中長期的な視点を持った取組を行っているところであります。

また、ソフト面では、町の魅力を広く発信し、町へ人・物・お金を呼び込み、地域経済を活性化させるためのシティプロモーション事業や、子供たちの学力向上のため、町を挙げてバックアップする公設の町営学習塾の開設事業、そして、新たなメニューや特産品の開発などを行う無角和牛のブランド化推進事業、さらに子育て3点セットをはじめとした各種子育て支援事業のほか、高齢者等の交通の確保を図るデマンド型交通事業などを積極的に行い、選ばれる町のさらなる進化を目指して、各種事業に鋭意取り組んでいるところであります。

こうした中、マスコミにも紹介されましたが、先月の27日には東京に本社を置く株式会社Senjin Holdings（センジンホールディングス）と進出協定を結んだところであります。協定を結んだ株式会社センジンホールディングスの下山明彦社長は、東京大学を卒業後、東京藝術大学の美術学の修士課程を修了され、東京大学在籍時から起業して実績を上げるなど、現在29歳という若さでありながら数々の事業を手がけている方で、阿武町ではふるさと納税の返礼品の開発支援等を依頼して、当面は寺東のサテライトオフィスを拠点として、無角和牛を含めた地域地元特産品のPRやブラ

ンド力の向上、そして新商品の開発などを行う予定としておるところであります。その下山社長の方針は、地域にあるよいものをデジタルを駆使して広め、新たな商品をつくり、後継者を育てるの3つをキーワードに、世界を視野に入れながら、よいものを必要なところに届けることを基本とするということでありまして、以前から私が夢見ていた無角和牛の肉をドバイに届けて売るというようなことも、まんざら絵空事ではなく、実現可能な現実味を帯びてくるなど、才能ある若者たちの発想と行動力に期待して胸を膨らませているところでもあります。これから阿武町が魅力ある選ばれる町となるためには、こうした若くて才能のある外部人材を活用していくことが重要であると改めて感じているところであり、公設の町営塾やシティプロモーションにおける斬新な事業展開をはじめ、地域活性化起業人や観光に特化した地域おこし協力隊など、国の事業をうまく活用しながら、若い新しい血をこの町に積極的に取り入れて、内部人材・外部人材の英知を結集して、これからのまちづくりを進めていくことが肝要であると思っているところでもあります。

こうした中、今回、米津議員から一般質問をいただいている道の駅の温水プールの老朽化に伴う廃止についてであります。5月の19日に施設改修計画の説明会、さらに28日から30日の3日間、各地区で開催したまちづくり懇談会においても説明をさせていただきました。詳しくは後刻、答弁で申し上げますが、御案内のとおり、この温水プールについては建設から32年が経過して、専門家による劣化診断調査を行ったところ、使用し続けることについては、利用者の安全性が確保できないとの調査結果でありまして、全体的な老朽化による劣化も進んでいるために、利用については廃止し、施設を解体するしかないとの判断をしたところであり、また解体した後も多大な建設費やランニングコスト等に鑑みて、温水プールを再度建設するのではなくて、屋根つきの多目的運動広場を建設するというにいたしましたところでもあります。また、来月7月6日日曜日には、第6回目となるABUスイムラン道の駅フェスタの開催、そして翌週の12日土曜日には、阿武町町制施行70周年の記念式典を開催し、選奨者の表彰、フォトコンテストの表彰のほか、日本で最も美しい村連合の京都府の伊根町の吉本会長と理事を交えたトークセッションや福賀神楽の披露などを予定しているところでもあります。

ただ、本町においては、依然として人口減少が進んでおり、これからもしっかりと町民に信頼され、喜ばれる行政を進めていくためには、健全財政を

堅持する中で、改めてもっともっとチェンジ、もっともっとチャレンジの気概で、そして新たな視点に立って、大胆かつスピード感を持ってあらゆる施策を展開していく必要があります。繰り返しになりますが、そのためには、私はこれまでの経験を生かしながら、これからも各種施策を積極的に展開し、町民の皆様が小さな幸せを感じることができるよう、さらなる発展に向けて尽力してまいり所存でありますので、引き続き御理解・御支援を賜りますよう、よろしくお願いを申し上げます。

それでは、本定例会で御審議をお願いいたします議案につきまして、その概要を簡単に御説明申し上げます。

今回の議案は12件で、内容は、法律及び関係政令等の改正に伴う阿武町税条例及び阿武町国民健康保険条例の一部を改正する条例の専決処分をはじめ内閣府令の改正に伴う阿武町家庭的保育事業等の施設及び運営に関する基準を定める条例の一部改正、そして経年劣化による水ヶ迫住宅の解体除去に伴う阿武町営住宅条例の一部改正、さらに、新たにあぶ診療所の開設に当たり、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部改正、また、実団員の減少による消防団員の定数の改正に伴う阿武町消防団の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部改正のほか、職員が使用するパソコンの更新に伴う物品売買契約の締結について、そして副町長の任期満了に伴う阿武町副町長の選任につき同意を求めることについてであります。そしてまた、補正予算におきましては、人事異動や診療所等複合施設の面積の増加に伴う工事請負費の増額等に伴う一般会計補正予算の第1回をはじめ、直診勘定への繰入金の増額等に伴う阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）、さらに診療所等複合施設の面積の増加に係る面積案分による診療所の建設工事の増額等に伴う阿武町国民健康保険（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）のほか、後期高齢者医療制度システム改修に係る委託料の増額に伴う後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）であります。

次に、全員協議会での報告につきましては、地方自治法施行令の規定による繰越事業の報告をはじめ、町の執行に係る契約締結の報告及び地方自治法の規定に基づくあぶクリエイションの経営状況についての報告3件であります。なお、御提案いたしました各議案のなお詳細につきましては、ここでの説明は省略させていただき、その都度、担当参与から御説明いたさせますので、御審議の上、御議決賜りますようお願いを申し上げまして、開会に当た

っての私の挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願い申し上げます。

○議長（末若憲二） 以上で町長の挨拶を終わります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（末若憲二） これより日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
本日の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により、議長において、3番、白松靖之君、4番、西村容子君を指名します。

日程第2 会期の決定

○議長（末若憲二） 日程第2、会期の決定を議題とします。

お諮りします。今期定例会の会期は、過ぐる6月3日開催の議会運営委員会において審議の結果、本日から6月18日までの7日間にしたいと思いますが、これに御異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 御異議なしと認めます。よって会期は、本日から6月18日までの7日間と決定しました。

日程第3 一般質問

○議長（末若憲二） 日程第3、一般質問を行います。質問の通告者が4人ありますので、議長において通告順に発言を許します。

初めに、2番、上村萌那君、御登壇ください。

○2番 上村萌那 皆さん、おはようございます。上村でございます。通告に従いまして、一般質問を始めたいと思います。

まず、下水道処理施設の維持管理について伺います。埼玉県八潮市で起こった下水道の陥没事故を受け、さきの3月議会定例会において、米津議員が下水道管の状況について質問されました。それに対して、阿武町内の下水道管は、最大直径が200ミリであり、排水管の破損が起こったとしても大きな陥没は生じない一方で、集落排水事業の排水管の耐用年数が50年と言われる中で、既に40年程度経過しているものもあり、長寿命化を含めて点検調査して

いるとの答弁がありました。排水管の使用年数が40年程度経過する中で、当然集合処理施設の処理場、ポンプ場も経年劣化が進んでいると考えられます。阿武町では、生活排水処理施設普及率は90%以上となっており、水環境の保全のためには、生活処理施設の整備、維持管理は不可欠です。そこで1つ目に、町内各排水施設及び機器の老朽化や経年劣化による故障の状況について、2つ目に、平成27年度から始まった奈古地区の漁業集落排水機能強化対策事業及び令和4年度から始まった宇田地区の漁業集落排水機能強化対策事業の進捗について、町長に伺います。

○議長（末若憲二） ただいまの2番、上村萌那君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 上村議員の御質問にお答えします。御質問の主旨は、埼玉県八潮市で起こった下水道の陥没事故を受けて、町の集落排水施設の状況についての御質問であります。最初に、本町の集落排水処理施設は、農業集落排水処理施設が7施設、そして漁業集落排水処理施設が3施設で合計で10施設となっています。そしてその内訳が、奈古地区が、集落排水処理施設が4か所、そして漁業集落排水施設が1か所で奈古地区が合計5か所、福賀地区が、農業集落排水が2か所のみ、宇田郷地区が、農業集落排水施設が1か所で、漁業集落排水施設が2か所の合計3か所で、町内全部で10か所ということになっております。そして、処理施設の供用開始時期であります、一番古いのが、平成元年度供用開始の奈古の漁集であります、今年度が37年目となり、反対に一番新しいのが、平成16年度供用開始の宇生賀の集排でありまして、それでも今年度が21年度目ということになります。

こうした中で御質問の1点目ではありますが、町内各集落排水施設及び関連施設の故障の状況についてであります、各集落排水施設には、汚水を水質管理基準に基づいて適正に処理する終末処理施設が、先ほど言いましたように10か所あるわけではありますが、このほかに、汚水を家庭から処理施設まで送水する排水管をはじめ、高低差により圧送するポンプ施設やマンホールなどの管路施設、また、異常等を感知して知らせる通報システムなど数多くの関連施設があります。そして、毎年、障害の規模や故障の数も違いますが、やはり施設の供用開始年数からの年数がたつにつれて、故障の修理工事は増えていく傾向にありまして、近年では、軽微なものは除きましても、年間大体10件程度が修繕工事を行っている状況であります。

町といたしましても、集落排水施設は、町の住民生活に欠かせない施設であるため、基本的に故障が生じた場合には直ちに修繕工事や機器更新を行い、住民生活に支障がないように、日々努めているところであります。

次に、2点目の平成27年度から始まった奈古地区の漁業集落の機能保全事業及び令和4年度から始まった宇田郷地区の漁業集落排水の機能保全工事の進捗についてであります。奈古地区の漁集につきましては、議員御指摘のとおり、平成27年度に調査、計画策定を行い、計画に従いまして、平成28年度から機能保全工事を進めて、制御盤、電源盤などの電気工事、そして汚泥脱水機、そしてポンプ施設などの機械施設、そして建屋の扉や窓などの建具などの更新、そして補修工事も行い、令和5年度に一応事業完了しております。また、宇田郷地区の漁集につきましては、機能保全計画に基づいて、令和14年度の事業完成を目途に、令和4年度から始めておりまして、ポンプ施設の更新、補修工事等を進めているところでありまして、現在の進捗率としては、事業費ベースであります。19%ということになりまして、まだまだ先があります。ただ、この問題は、現行の機能保全計画は、主に処理施設に関する計画でありまして、問題の先ほど御指摘のありました管路施設は、この計画には入っていないのが状況であります。これは、事業計画策定当時、処理施設の経年劣化が特に著しいということで、処理施設の機能保全工事を急いだという事情がありまして、管路施設については、今後、長寿命化に向けた機能保全計画をもう一回見直して、機能保全工事を進めていく必要があるというふうに考えているところであります。したがって、宇田郷地区の漁業集落排水施設につきましては、引き続き計画に基づき、処理施設の保全工事を行うとともに、奈古地区、宇田郷地区の両管路施設につきましては、長寿命化計画を含めて点検調査を行い、機能保全計画を見直すとともに、保全工事を行っていききたいというふうに考えているところであります。また、漁業集落排水施設だけでなく、農業集落排水施設についても同様に、長寿命化に向けた機能保全計画を進め、これからも保全計画の見直しをするともに、保全工事を進めてまいります。

繰り返しになりますが、私といたしましては、町民の皆様に町の集落排水施設を、引き続き安心して御利用いただくためには、各工事が完成後も機能保全計画の見直しを適時的確に行い、継続して施設の機能保全を保っていくことが必要であると考えているところでありまして、御理解賜りますよう

ろしくお願いを申し上げます。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 ありがとうございます。奈古地区の排水施設、建物等の工事は完了済みということで担当課からも聞いているところですが、一方、地区内の汚水中継ポンプなど関連設備はまだまだ修復が必要な箇所もあるということで、特に緊急通報装置の耐用年数が経過しているために、バッテリーのバックアップが機能しておらず、停電時に通報できなくなっているというものもあるようです。こちらの修繕計画についてはどのように考えているのか伺いたいのと、実際に、数年前には停電時に町民のほうに影響が出たという事例もあると伺っておりますし、関連設備についても整備を進めていただきたいと考えているところです。それと、令和4年度から令和14年度まで計画されている宇田地区の集落排水施設の工事については既に着手されていて、今19%の進捗具合だということですが、こちら、今資材の高騰であつたり人件費の高騰といった面でも、計画段階よりも費用が必要になってくるといふこともあるのかなというところで、さらに機械自体が古くなってしまつて、部品の調達が難しくなってくるという可能性もあるというふうなお話を伺っているところです。長期的に計画的に進めていく必要はあるかと思ひますけれども、緊急性の高いものについては早期に進める。それとともに福田下の集落排水浄化センター、こちら一部修繕が必要な箇所があるというところで、早急に修繕計画を策定していく必要があると考えますが、こちらの福田下の集落排水浄化センターの計画についてはどのようにお考えでしょうか。

○議長（末若憲二） 土木建築課長、いいですか。

○土木建築課長（近藤慎治） 質問のまず緊急通報装置の修繕についてということですが、先ほど上村議員からありました、緊急通報装置が故障して宅内に汚泥が逆流するということが、以前事例があつたということは聞いております。ただ、この場合はちょっと特殊な例でございまして、宅地自体が今の中継ポンプよりちょっと低い、高さが低い位置にあるということで、ちょっと逆流してしまったということで、特殊な例として考えていただけたらと思ひます。もちろんこの際に逆流してしまったわけで、それ以降については、停電時に委託業者が必ず確認するような体制を取つて、二度と起きな

いように取り組んでいるところでございます。それから、宇田の漁集の進捗状況で19%、今後資材の高騰等があって、計画段階から予算等増えるのではないかという御指摘でございます。まさにそのとおりでございまして、長寿命化計画に沿って工事を進めておるところでございしますが、予算的にはだんだんと増えてくる状況でございまして、なかなか予算に対して事業が進んでいかない状況でございます。一応14年度になっておりますが、これがだんだんと延びていくという予想は、今のところしておるところです。それも含めて、今後見直しを行いながら進めていきたいというふうに考えております。

最後の福田下の集落排水の処理施設の状況でございますが、一応農業集落排水事業につきましては、機能保全計画を平成21年度に策定しておるところです。これにつきましてもかなり長い年数がたっておりますので、早い時期に見直しを行いまして、対応していきたいというふうに考えております。以上でございます。

○議長（末若憲二） 2番、再々質問ありますか。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 ありがとうございます。その汚泥の逆流というのが、停電になったから頻発に起こるわけではないと、土地の都合上、そのような事態が起きてしまったというところで、頻発するものではないというところで安心はしております。それと、町長のほうからも計画を見直して、関連施設についても修繕を進めていくという答弁をいただいておりますので、私としても安心してありますが、今計画している修繕ですね、これが計画していないところの修理が突発的に起こってしまうと、どうしても大幅に一般財源を使わざるを得ない状況になってしまうのかなということも考えられますので、先ほど町長からも答弁いただいているのでそれは分かりましたが、今後も早期の計画策定と修繕の着手に努めていただきたいのと同時に、計画があるものも、既に計画されている福田下の集落排水浄化センターの計画ですね、こちらでもまた再度見直しを進めていただくというところで、早期にお願いできればと考えております。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今、土木建築課長のほうからも答弁申し上げましたように、やはりどの地区も建設から、阿武町はほかの市町に比べて早い段階から下水道処理、簡易ですけども、下水道処理は多分県内で一番進んでおるといふふうに思っておりますが、ということは老朽化しておるといふ裏返しにな

るわけでありまして、先ほど申しましたように、長いものは37年もたっておりというふうなことでありまして、どの施設もいろんな問題を抱えてくるわけでありまして、ただ、これがいろんな計画で長寿命化計画を立てるわけでありまして、突発的なこと等については、これは計画の中に見えない突然起こることでもありますから、しっかりと住民の皆様方に御迷惑のないように、即対応していくということでもありますし、対応していきたいというふうに思いますが。ただ、もう一つ大きな視点で言いますと、集落排水施設が農集、漁集とありますけれども、これにつきましても、建設当時はそれぞれの補助事業にのって、農林水産省の事業であったり、水産省ですけども、そういうそれぞれの事業体ごとにやっておりましたから、小さなものがあちこちにぽつぽつとあると。それが集合して、阿武町で10か所もあるというのが実態であります。私はもう一つ、大きな視点で先のことまで考えると、例えば今、郷川地区、阿武地区というところがこの周辺にありますけれども、ここら辺りが可能であれば合体というんでしょうかね、終末処理場辺りは一つにして送る。前は縦割り行政でありまして、国のほうがそれを許可しなかった経緯がありますが、今は時代が変わりまして、そういったことも可能になりました。ですから、処理量との関係がありますから、右から左というふうなことにはなりません。将来的なことも考えるならば、処理施設の合体というんでしょうかね、1か所にまとめる。そして、その間は管路で送るというふうなほうが、多分経費的にも安く済むんじゃないかなというふうに思いますし、同様に、それでは将来にわたって末端1戸がだんだんと減ってきます。家が減てくるということは、末端1戸が減っていくということではありますが、そうすると、それに対して経費はほとんど同じかかりますから、要するに負担は増えていくと、1人当たりの負担は増えていくというふうなことになるわけですが、ここいらを考えたときにどう考えるかな。よその市町についていろいろ調べてみますと、今までのような下水道処理一括処理の方式から、末端については合併浄化槽で単独処理していく方向に切り替えていくというふうなこともあります。ですから、そこは長期的な視野に立って、今までのような集合処理方式がずっといいのかどうなのかということも含めて、計画の見直しもさることではありますが、もうちょっと遠い将来も考えたときには、そういった方向性も一つ考えていく必要があるんじゃないかなというふうなことは思っているところであります。いずれにいたしましても、目の先

これはストップという話ではできないわけでありますから、必ず修復についてはスピード感を持って、皆様方に御迷惑のないように、今からもしていきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末若憲二） 2番、続いて2項目めの質問を許します。御登壇ください。

○2番 上村萌那 それでは、2項目めの質問に移らさせていただきます。2項目めの質問は、現地決済型ふるさと納税の導入について伺います。

2008年に開始されたふるさと納税制度ですが、近年、全国的に目覚ましく拡大し、定着しています。阿武町でも令和5年度には440万円のふるさと寄附金収入がございましたが、まだまだ伸び代のある費目であると感じているところです。そこで、今回私が御提案したいのは、現地決済型ふるさと納税の導入です。まず、ふるさと納税制度は、都市部と地方の税収格差是正を目的としており、ふるさと寄附額が増額となった場合でも、この額は税外収入となり、国からの地方交付税は減額とならないため、地方にとって有意なものとなっています。このことから、より一層の活用を推進していくことで、阿武町の収入増につながるものだと考えております。また、ふるさと納税は、この地域を応援したいという気持ちの下、寄附するというのが本来の目的であり、町長からも豪華な返礼品目的ではなく、純粋に阿武町を応援したいという気持ちで御寄附いただきたいという趣旨のお話を以前いただいていたことを記憶しておりますし、本来の目的はまさにそうだろうと思います。従来型のふるさと納税は、寄附先に足を運ばずとも支援ができる手軽さが特徴ですが、反対に地域との直接のつながりを感じにくい面があります。

そのような中、私が御提案する現地決済型のふるさと納税というのは、実際に阿武町を訪れて、阿武町を応援したいという気持ちになった方が、滞在中に手続を完了し、町内で利用できるクーポンを返礼品としてもらうことで、即日お買物や食事、各種サービスの利用に使用できるというものです。例えば道の駅でのお買物やキャンプ場での宿泊の際に使えるクーポンを発行することで、現地決済型ふるさと納税を活用し、納税額の増大につなげていけるのではないのでしょうか。ふるさと納税額は、全国で1兆円を超え、大きな市場となっているため、各地域では寄附者の獲得も大きな課題となっております。一般的なふるさと納税返礼品の中で人気上位の品目といたしましては、お米、海産物、お肉などが挙げられます。阿武町のふるさと納税返礼品の中

でも、これらの商品を取り扱っていますが、品切れであったり入荷待ちであることが多く、ふるさと納税をする側から見ると、気に入った商品が選べない状況になっております。しかし、道の駅阿武町の直売所でクーポンを利用し、鮮魚や無角和牛をその場で購入してもらうことが可能であれば、寄附者の満足度アップにもつながっていくのではないのでしょうか。特に道の駅阿武町では、令和4年度のポイントカード利用者のデータですが、レジ通過者の85%程度が町外の方ということで、道の駅阿武町を御利用いただくお客様にふるさと納税で阿武町を応援していただくチャンスがあると感じています。この現地決済型ふるさと納税のメリットは、返礼品であるクーポンの利用を通じて、阿武町への深い地域理解や思い出になっていくことで、町との断続的な関係性を育むことができる可能性があるということだと考えております。阿武町の進める交流人口の増加や町の縁側事業と深く関わっていける事業になると考えますが、いかがでしょうか。町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの2番、上村萌那君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 2項目めは、現地決済型ふるさと納税の導入についての御提案であります。なかなか聞き慣れない言葉でありまして、先ほど説明ありましたが、現地決済型ふるさと納税というのは、その場で寄附をして、その場でサービスを受けるという、最近はやりの寄附形態であります。返礼品贈呈のタイムラグや予約とか発送作業の手間を抑えることができまして、ある意味大変便利なシステムであって、近年、全国の自治体で導入が広がっている、ふるさと納税の手法の一つであります。ちなみに代表的な利用方法としては、例えば町内の加盟店に設置してあるQRコードをスマートフォンなどで読み取って、その場で町に寄附すると、返礼品として即座に発行される電子クーポンを受け取れて、議員の御指摘のとおり、例えば道の駅関連であれば、鮮魚とかほかの商品、そしてレストランの飲食代、そしてキャンプ場の利用料とか、各種体験料とか、そうしたものに利用できるといったものであります。観光やレジャーあるいはビジネス等で現地を訪れる来訪者が、その場でふるさと納税の対象者となりまして、既存のふるさと納税とは全く別の対象者の獲得も期待できる、そういったものであります。また、委託業者や手法によっては、経費は発生した寄附金内で完結ができまして、自治体としても新たな事業予算を立てる必要がないというふうなこともメリッ

トとしてあるようであります。ちなみにお隣の萩市さんにおかれましては、地域経済及び観光事業の活性化を目的に、昨年の10月から導入されて、実績も上がっているとふうに伺っているところであります。ただ、自治体の担当者は、納税額に応じた事務処理等が煩雑、そして店舗側にとっても手数料や事務作業が負担となるケースもあるようでありまして、観光資源が豊富で来訪者が多い地域では成功例が多くありますが、他方で、そうでない小規模な自治体では、業務量に似合うほど業績が上がらずに、途中で事業を取りやめた自治体もあるというふうにも伺っているところであります。ちなみに本町では、これの導入について調査、検討をさせた経緯もありますが、今申し上げました事情から、今現在は実施に到っておりません。

ただ、議員各位も新聞報道等で御存じの方もいらっしゃると思いますが、町では、新たにふるさと納税に関する業務を支援していただく業者さんとして、東京に本社を置く、冒頭申し上げましたが、ベンチャーのデジタルマーケティング企業の株式会社センジンホールディングスさんと業務委託契約を締結しておりまして、これを機に新たな商品開発や寄附額の拡大はもとより、御提案のありました現地決済型ふるさと納税につきましても、再度、調査研究するよう既に指示しているところでありまして、今後、可能性があるかと判断すれば実施してもいきたいというふうに考えるところであります。以上で、答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 2番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問ありますか。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 ありがとうございます。先ほども申しましたけれども、私は阿武町のふるさと寄附金には、まだまだ伸び代があるのではないかなと考えております。その理由といたしましては、総務省の示す阿武町の類似団体ですね、人口や職員数が似ているほかの自治体のふるさと寄附金収入額というのを見てみますと、大体1,000万円以上のところが多いようです。また、阿武町でも令和5年度の当初予算として、同じく1,000万円のふるさと寄附金収入を見込んでいたということから、この1,000万円という数字が一つ、まず目指していく金額になるのかなと考えているところです。令和5年度の収入見込みとして、1,000万円のふるさと寄附金の収入というのを見込んでいたんですけれども、実際の決算額は440万円というところで、この1,000万円というところの根拠ですよね、この1,000万円をどういうふうに見込んでいたのかと

いうところと、決算額が440万円だったというところで、こちらを町長はどのように捉えていらっしゃるのか伺いたいというところと、それと5月27日に先ほど町長申されましたが、株式会社センジンホールディングスさんとの企業進出協定締結式というのが行われたというところで、実は同日、私もセンジンホールディングスさんと少しだけお話をさせていただくことができて、現地決済型ふるさと納税の取扱いがこちらの企業さんで可能でしょうかというようなお話をさせていただいたところで、お返事といたしましては、センジンホールディングスさんでも取扱い可能ですよという御回答をいただいたところです。せっかく阿武町にこのような企業さんが来られたわけですから、ぜひ阿武町のサポートをいただければ大変ありがたいことだと考えております。

それと、今本当に無角和牛の取扱いもちょっとストップしてしまっているというところだったり、お米も米不足だということもありますし、店頭に並んでいる商品をその場で購入できるということが、現地決済型ふるさと納税が、寄附者の方々にとって新たな選択肢になることを私は期待しているところです。今先ほど町長の答弁にもありましたけれども、こちらも再度検討して、いろいろ店舗の事務処理であったり、手数料等の負担が増えるということも今お伺いいたしましたけれども、再度研究していただいて、また御検討いただきたいと思います。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） まず、以前1,000万円というふうなことを目指したときもありましたけれども、当時、町の出身者の方で結構都市部で成功されていらっしゃる方がいらっしゃいまして、その人あたりからの寄附が見込めるような状況にあって、そういった予算を立てたわけではありますが、やはりなかなかそうは言いながらも、そのとおり絵に描いたようにはいかないというふうなことで、我々もいろんな、例えば東京ふるさと阿武町会であったり、関西・東海ふるさと阿武町会であったり、そういったところに出かけてそういったチラシも配ったり、いろいろPRなりお願いをしたりもするわけですが、先方さんには先方さんのいろんな事情があって、全てふるさとにというわけにはいかないというふうなこともあります。実質的にそれが400幾らかになっちゃったというふうなこともあります。

ふるさと納税のことにつきましては、私がずっと言っていますけれども、な

かなか難しい問題でありますけども、基本的に私は、今現実には走っておりますから、これを今さらと言われるかもしれませんが、制度的には悪い制度ではないんですが、ただ、税額控除という制度がある。これが大変、私はよろしくないというふうに思っておりますけども。なぜならば、大変大きな納税をされる方が、極論で言いますと、例えば100万円納税される方が、20%がふるさと納税ができるわけですから、例えば阿武町に20万円寄附しますということになりますと、阿武町からはその例えば3割程度の返礼品が返ってくるということは、6万円程度の例えばお肉が頂けるわけですが、その税額控除が20万円阿武町にしますから、20万円から2,000円残したら、19万8,000円はお金が返ってくる、安くなるという話なんですけど、結局。要するに納税額が変わらないのに、2,000円お金を払ったら、阿武町から6万円の肉が頂けるというこういう制度なんですね。ですから、気持ちとしてこれを自分の応援したい町に納税する。これは大変結構なことだ。ところが、これに税額控除という裏がついておるということは、2,000円払えば、さっきのように100万円納税される方は、6万円の商品が頂けるという制度なんです。ここが私は問題だと。返礼品を求めるようなやり方は違っているんじゃないかなというふうなことでありまして、本当に真に応援したいという方がそれをされれば、それでいいんじゃないかなというふうな。ですから、私はそこに大きな問題があるというふうに、付け替えはいいんですよ。こっち側の100万円の中の20万円は阿武町さんに、こっち側が80万円になりますで、そういう話はいいなんですけど、返礼品があるということが大変ゆがんだ制度であるというのは、私の持論です。ただ、これは始まった当時から私はずっと思っているんですけども、私と同じような思いを持っている首長さんもたくさんいらっしゃいますが、ただ、さはさりながら、現実には現実で走っておる。いろんなところがそれで何億という金を寄附をいただいて、それを一つの行政の財源として使っているところがいっぱいあるわけですから、今さら私が繰り返すようなことを言ったってしょうがないわけでありまして、やはりそれは導入してしっかり頑張って納税を獲得して、それを財源にいろんな事業をやっていくということの判断をせざるを得ないというふうなことでありまして、今までははっきり言ってあまり本気でなかった。私はゆがんだ制度と思っていますから、本気でなかった面もあるわけですが、しかしながら、そんなことを言ってもしょうがないというふうなことであります。ただ、怖い

のが、あまりそこに特化して、事業者さんがそこにのっかったときに、ゆがんだ制度がいつかただされたときに、ひっくり返る。商品が出ていかなくなるおそれがあるから、あまりそこに特化したくないというのは私の本音であります。ですから、広く浅くやりたいというのが本音であります。現実問題として、現に走っておるわけでありまして、いろんなところがそれを導入しながらやっておるわけでありまして、阿武町もある意味遅ればせながら、少し本気になるのかなというのが現実であります。

そして、先ほどのセンジンホールディングスさんにおきまして、そういった新商品の開発であったり、また、阿武町のふるさと納税のPRであったり、そうしたことをIT技術を活用しながら、いろんなチャンネルなりコネクションがありますから、しっかりとこれをやっていって、商品開発の販路開拓をしていただくというふうなことが今回のミッションでありますから、しっかりとそれをしていただいて、阿武町も、当面は、先ほどの話じゃないんですけれども、1,000万円ぐらいを目指して、そしてそれが軌道に乗れば、もう少し増えていくのかなというふうなことで、今から遅ればせながらしっかりと頑張っていくというふうなことで、今回協定を結ばさせていただいたというのが経緯であります。いずれにいたしましても、しっかりとやっていきたいというふうに思います。

なお、無角の肉のことではありますが、これがですね、今一生懸命価値の創造というんですか、価値を上げることについて、渡邊ゼネラルマネジャーを中心に頑張らせていただいております。今実際には肉が物が無いというのが現実でありまして、ですから、欠品状態であるというふうな状況であります。ただ、これもすぐ右から左につくれば、つくるというふうなもんでもありませんから、種つけをして生まれて20か月ぐらいたたないと、そうすると30か月たたないと物にならないわけでありまして、右から左というわけにはいきませんが、これも鶏が先か、卵が先かのまさに世界でありまして、だんだんと今生産頭数は増えておりますけれども、片方で、しっかりと都市部のもっと高いところに売るほうにシフトしておりますから、実際にはふるさと納税として取り扱うのが難しいというふうな、量がないというふうなことでありまして、これも今から増頭計画、増頭するのかなのかも含めて、今までやってきた社会実験的なものをしっかりと検証した中で、方向性については決めていきたいということでもあります。そして、センジンホールディングスさん

の力も借りながら、今までなかった返礼品についてももしっかり開発していきたい。特に思うのが、海産加工品ですね。これがないです。生魚を送りますかというふうな話、あるいは生野菜を送りますかという話がありますが、なかなか難しいわけでありまして、食べるほうにしてみれば、そうすると、やっぱり加工品が今からしっかり開発していく必要があるというのが、今私は課題として思っているところであります。的を射ないような形で申し上げましたけども、しっかりと取り組んでいくということを申し上げておきたいというふうに思います。以上です。

○議長（末若憲二） 2番、再々質問ありますか。2番、上村萌那君。

○2番 上村萌那 以前から町長が税額控除制度の問題を提起されているということは私も存じ上げておりますが、逆に通常のふるさと納税の制度よりも、こちらの現地決済型というふるさと納税のほうが、ふるさとを応援したいという気持ちになっていただけるんじゃないかなと思っているところです。それは、実際に例えば電子クーポンであつたりというのを阿武町の中で消費していただく、阿武町で買物していただく、阿武町で宿泊施設、キャンプ場であつたりというところで御利用いただくとか、例えば体験プログラム、阿武町の中でいろいろな農業体験をしていただくとかだったり、そういったことにも御利用いただけて、阿武町という町とその方とのつながりがもっともっとできるものなのではないかなと思って、従来のふるさと納税というものとは少し趣旨が違った面白い事業にもなってくるのではないかなと考えているところです。今後、引き続きふるさと寄附金については御研究をいただくというところで、さらに研究、そして推進ができればお願いをいたしまして、私の質問を閉じさせていただきます。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 冒頭の答弁のとき申し上げましたように、今これについてしっかりともう一回研究してみるようにというふうなことを既に指示しておりますから、しっかりと研究した中で取り組んでいきたいというふうに思います。

○議長（末若憲二） これをもって2番、上村萌那君の一般質問を終わります。
ここで会議を閉じて、10分間休憩いたします。

休憩 10時10分～10時20分

○議長（末若憲二） 休憩を閉じて、休憩前に引き続き一般質問を続行します。

次に、5番、松田穰君、御登壇ください。

○5番 松田 穰 5番、松田穰です。通告に従いまして、質問をさせていただきます。

町民一人一人に寄り添う行政サービスとはについて質問いたします。約4年前に行われました町長選挙と同時に行われた町議会議員補欠選挙で、私も議員にならせていただいて、花田町長の2期目を4年間、議員という立場から見させていただきました。その間、誤振込という事案もありましたが、全般的には財政面でも施策においても、安定した行政の運営をされてきていると感じております。全国的に人口の自然減が進む中、阿武町では人口の社会増について増加傾向であり、また出生数も増加傾向が見られ、移住者の定住支援施策や阿武町子育て支援3点セットなどの施策が着実にその成果を上げているのだと考えております。また、子育て支援だけでなく、町民の移動手段としてのデマンド交通の整備や、草刈り時の労力負担軽減のための路肩やのり面の防草対策事業など、財政規模が小さい我が町において、財政も上手に使いながら町のかじ取りをしてこられたと考えております。

その一方で、やはり子育て支援以外にももっと力を入れられないかという話も時々耳にします。例えば、現在、町では新生児には1歳になるまで毎月1回紙おむつを届けるサービスがありますが、高齢者についてはどうでしょうか。要介護度によってはサービスを受けられると思いますが、対象外の方、自宅で御高齢の親御さんの介護をされている方からは、最近の物価高騰の影響もあり、高齢者も必要な世代に対して同様の行政サービスがあればいいのになという話を聞いたこともあります。このような事案は、少子高齢化対策や人口減少対策、地方創生といった町全体に関する大枠での政策とは異なり、対象となる町民の数も規模も少なく小さいものかもしれませんが、町民の一人一人に寄り添う、住民の一人一人が小さくても幸せを感じられる町として、町民が実感するためには、こうしたちょっとした課題や町民の不満を一つ一つでも掘り起こし、解決・改善していくことも重要となってくると考えますが、町長はどのように感じられますか。これまで阿武町に住んでみて、阿武町は人口が少ない小さな町かもしれませんが、人口が少ない分、行政と住民の距離感は近く感じますし、またそれは町にとって大きな強みになると私は

考えますし、これまでも一般質問で尋ねたことが翌年度には形になったこともあり、私がこれまで住んだことのある自治体の中では非常にスピード感のある町政だと思います。今後、どのように町民の一人一人に寄り添っていかれるのか、町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの5番、松田穰君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 5番、松田議員のご質問にお答えいたします。

まず、松田議員から、私のこれまでの2期8年の行政運営に一定の御評価をいただきまして、誠にありがとうございます。選挙期間中にも訴えさせていただきましたが、3期目においては、「もっともっとチェンジ、もっともっとチャレンジ」をモットーに、今以上に大胆かつスピーディーにあらゆる施策を展開するとともに、町民の皆様に、阿武町に住んでよかったと思っただき、日々の暮らしの中で、何かしら小さな幸せを感じていただけるような行政の推進にも力を入れていきたいと思っております。こうした中、まずは町民の皆さんにより行政のことを知っていただく見える化を進め、町の説明責任を全うするため、冒頭も申し上げましたが、今年度から予算説明書の簡易版のようなものでありますが「2025ことしの仕事」という冊子を作成して、全世帯に配布させていただきました。これは、一人でも多くの町民の皆さんに町政の動きや各種事業などについて御認識、御理解をいただくことで、行政が行う各種サービスに対するニーズやウオントも高まり、町民の皆さんの思いを広く受け止めることで、新たな施策にも反映できるのではないかというふうな思いからであります。

こうした中、私はこれまで、本町の最大の課題は、少子高齢化に伴う人口減少への対策であり、中でも子育て支援は、選ばれるまちをつくるための未来投資であるとの思いを持って、いわゆる子育て支援3点セットをはじめとした各種施策を積極的に展開し、出生者数や転入者の増加に努めてきたところであります。話は、若干横道にそれますが、阿武町の職員数は現在59人ありますが、そのうち保健師が5人、管理栄養士が1人ですが、これで6人ということになります。ということは、職員数の1割が保健師であったり管理栄養士というふうなことになるわけでありまして、これを、単純に3,000人で割り戻しますと、500人に1人がそういうことになりまして、他市町にはないきめ細やかな保健事業を展開しているということにもなりまし

て、これは、生きていく上で何より大切な健康の保持増進に力を入れて、予防事業や健康教室等を通じて、どこの市町よりも町民の健康を守ることに力を入れていこうとの思いからであります。

こうした中、御質問の例えば、新生児には1歳になるまで毎月1回おむつを届けるサービスがあり、高齢者にも同様なサービスがというふうな話ですが、ちなみに新生児へのおむつ配布であります。これにつきましては、保育園でのカジュアルトークの声を反映いたしまして、今年度から1歳半までに半年ほど延ばしておりますが、ただ、これをおむつが必要だからといってエンドレスというわけにはできませんし、同様に高齢者の皆さんに等しくおむつを届けば、確かに喜ばれるとは思いますが、高齢者の場合は、要介護4以上の方にお配りしているわけでありまして、65歳以上でおむつが必要な方や在宅で手を取る方については、介護保険によって必要に応じたサービスが用意されていることは御案内のとおりでありますので、ぜひそうしたサービスを御利用いただければと思うところであります。

その上で、高齢者の福祉対策における例を幾つか挙げてみますと、現在、65歳以上の方や要介護1から5の方などを対象に、日常生活の利便性を図るために、御存じのように、町営バス、デマンド型交通、そしてタクシーなどの利用運賃の一部を助成する「おでかけサポート福祉交通券助成事業」をやっておりますが、ほかにもドア・ツー・ドアによるデマンド交通の推進や、高齢者等を対象とした「あぶ健康いきいきフェスタ」なども開催しております。また、高齢者の心身の多様な課題に対応するために、介護予防事業や実態把握などを行いながら生活習慣病、重症化予防を行う「まる得塾」のほかに、高齢者のインフルエンザ予防接種の無償化やコロナワクチン予防接種への助成など、利便性や健康予防などに配慮した高齢者福祉に対するサービスの充実にも努めているところであります。また、町の社会福祉協議会の総合相談センターを通じて、生活相談や住宅改修などの介護サービスへの対応をはじめ、家族などの送迎が困難な通院や緊急時の送迎に対する外出支援、そして、栄養バランスと安否確認を行う配食サービスなどの各種サービスのほかにも、阿武福祉会との連携による恵寿苑でのデイサービスやショートステイ、ヘルパーなどを利用することで、在宅介護の軽減を図るとともに、社協が主催する「介護家族のおしゃべり勉強会」などを通じて、在宅介護者への精神的な負担の軽減などにも取り組んでいるところであります。

また、このほかにも、大雨や台風の接近等により、警戒レベル3の高齢者等避難の発令の際には、健康福祉課から全自治会長に対して、電話連絡により、独り暮らしや高齢者世帯、認知症のある方などの避難行動要配慮者に対する避難支援に関する連絡を行い、またその一方で、社会福祉協議会においては、障害者、寝たきりの方など介助の必要な、いわゆる避難行動要支援者の方に対して避難支援の体制を取るなど、災害に対する、生活弱者に対するきめ細やかな対応も実施しているところでもあります。そして今、将来の地域医療体制等の構築を図り、安全・安心を確保するため、診療所等複合施設の建設を鋭意進めているところではありますが、しっかりと「まちの保健室」として、誰もが気軽に立ち寄ることができる医療、介護、福祉、子育て等について総合的に展開できる拠点にしていかなければというふうに思っているところでもあります。また、昨年度の議会において、松田議員から御提案のあった防災行政無線の無償化につきましても、今年度から実施しておりますが、同様に議会での建設的な御提言、そして、町の窓口や社会福祉協議会の総合相談センターでの御意見、御要望、さらには、保健師などによる訪問活動などを通じていただいた生の声、そして、私も各種の総会や会合にはできるだけ出席させていただき、懇親会があれば可能な限り出席して、少しでも多くの町民の皆さんとお話をしながら、要望等についてもお伺いするように心がけているところでもあります。また、毎年各地区で開催しているまちづくり懇談会や、学校、保育園、各種団体等と気軽に意見交換を行うカジュアルトークなども通じて広く御意見等をいただいているほか、毎年、各自治会から要望のあった現場には、必ず自分で出向いて現場を確認し、意向に添えるか否かは、これは別として、その結果も必ず自治会へ折り返すように指導しているところでありまして、今後ともこうしたスタイルを続けながら、町民に寄り添った行政を続けてまいりたいと思っています。

さて、先ほど、今回の町長選挙の際に町内をくまなく回ってみて、町民の皆様が小さな幸せを感じられる施策を実施することは、地域の満足度を高め、そして暮らしの質を向上させる上で非常に重要だと感じたというふうに申し上げましたが、一方で、何でもかんでも行政ができるわけではありませんし、そこには必ず限界というものがありますし、また、何でもかんでも行政が行えばよいというものでもないということになります。基本的には、やはり今も昔も自助、互助、共助、公助の原則にのっとり、それぞれの役割に

応じた取組を行うことで、町民の皆さんが安心して暮らせる地域社会の構築を図っていくことが重要だと考えています。町としても、今後とも単独町政を堅持する中で、町民の皆さんに行政や町の動きが分かるように、あらゆる手段を通じて、使って見える化を進め、町民の皆さんが町政に対して、これまで以上に参加、参画していただく中で、御意見や御提案がいただけるよう配慮するとともに、何よりも小さな幸せが感じられるような、自助、互助、共助、公助による参画型の町づくりを町民の皆さんと一緒に進めて推進して、成果を出していくことが、結果的に持続可能な魅力あるまちづくりにつながり、町民に寄り添った行政の推進になるのではないかと思いますので、今後とも御理解、御協力を賜りますようお願いを申し上げます、答弁を終わらせていただきます。

○議長（末若憲二） 5番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。5番、松田穰君。

○5番 松田 穰 では、再質問です。御丁寧な答弁、ありがとうございます。確かに高齢者を対象にというふうに考えると、年齢を例えば65歳以上って区切ってしまえば、もうそれ以上である程度のボリュームが生まれるとは思いますが、そういった子育て世帯からの中間世帯、ボリュームがすごい絞りにくいところ、年齢だけでくくってしまうといいんですけど、それぞれ子育てから手が離れて、考え方とか生活の仕方に若干多様性が出てきたり、そういったところが何かしら、阿武町、いいとこだなって実感できるものが何かないかなってというのは常々考えながら、なかなか僕もいい考えが浮かばないというか。ただ、実際に先日もありましたけど、まちづくり懇談会でちょっと御高齢の方かなとは思いますが、図書館に大活字本が欲しいという意見がちょっと出ていましたけど、図書館の、図書ルームの本なんですけど、大体毎年60万円年間で予算を取られて、令和7年度もたしか60万円、3か所で取られていたと思うんですけど、それをもう購入済みであれば、もう大活字本以外のものを買ってしまっていれば、それはそれであれかもしれないですけど、それを例えば2万円ずつでも3か所で考えて、本年度中にほんと何か考えられないのかなとか、ちょっとああいうスピード感ですね。何も活字が大きいから、高齢者の方っていうのは、ちょっと偏見になってしまうかもしれないですけど、実際小さいお子様が読みやすいとか、中にはやっぱり弱視の方が読みやすいとか、そういった部分も考えていけば、すごい、割と幅広

い年齢層の方に対して、そういった町民の方からの意見が反映できるのかなというのはやっぱり思ったりすることもありますし、いろいろ先ほどの高齢者の方に対する支援に対しても、いろいろ社会福祉協議会とか阿武福祉会と連携して、いろいろ高齢者の方を対象としたサービスもされているんですけど、逆に今この物価高の中で、そういった窓口、実際にサービスされている、協力した外部団体の方々に十分な予算が取れているのか、かなり予算的に逼迫している部分もあるんじゃないかとか、そういった部分の話とかってというのは、実際に結構まめにされたりとかされているのかなと、そのあたりをどう考えておられるのか、ちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） これも常々申し上げておりますが、子育て支援とか高齢者のいろんな支援のところは、結構見える形でしてはいますが、ここの中間層のところに見える形、感じる形っていうのは、なかなか施策として難しいところがあります。何かないかというのは私もずっと思っておるわけですが、ただ、直接その人に関わることじゃない、間接的にいろいろ産業支援であるとか、そういったことはその家庭の、あるいはその稼ぐ方、まさに中間層の方に対しては、間接的にいろんな支援をしていると思います。ただ、直接的に何かの給付をするであるとか、何かを軽減差し上げるであるとか、そういったのがなかなか中間層に難しいし、見えにくいのが現実であって、何かないかなというふうに思っております。まさにその気持ちは全く同じでありますから、ぜひこんなのがあったらというようなことを提案していただいたら、私はぜひ取り組みたいというふうに思います。なかなか難しいです。いわゆる子育てにしても、高齢者にしても、弱者と言われる方に対するいろんな施策というのは、国もありますし、今までも私たちもやってきましたけども、本当に元気で生産年齢人口のところの方々に対して何をして差し上げるかという、となるとなかなか難しい。例えば、今回の物価高騰の商品券、5,000円の商品券というようなことも、もしかしたらそれの一つにあるかもしれないし、なかなか難しいです。ぜひ、提案をしていただきたいというふうに思います。

それから、いろいろなその提案の中で、先ほど例がありました図書コーナーへ行っても普通の字の本ばかりで見にくいと、大きな活字、大活字の本あたりも入れてくれないかという、それはそれでよろしいかというふうに思

いますし、私は予算を、60万円を、必ず60万円でなければいけないというふうに思っているわけでもありませんし、現場のほうでいろんな、多分来られる方の要望を聞いていると思うんですね。図書の、どういう図書を購入してほしいという多分要望は聞いていると思いますから、その中で予算が足りないのであれば、それを増やすことに全然やぶさかではないわけでありまして。ただ、以前どなたが言われたか、私、忘れましたが、棚が空いとるといような話が、たしか昔、ちょっと前にあったように思いますけども、それらあたりも、あれ空いているっていうのが、以前の図書コーナーに、下とか上のほうにありましたけども、もう汚れて40年も50年もあるような百貨辞典であるとか、何とかなの写真集であるとか、そんなのいっぱいあったんです、各地区の図書コーナーも含めて。ウィキペディアが20年分あるとか、意味のないことがやられてあったわけです。ですから、そういう全く意味のない、そして専門的なところは萩市さんと、今、何ぼぐらいですか、600万円くらいですかね、利用契約を結ばせていただいて阿武町民の皆さんが、萩市の市民さんと全く同じにカードももらえて、同じ条件で利用できるように、その代わり町がまとめて5、600万円くらいたしか払いよと思いますけども、その利用料を払っている。ですから、専門的なものは萩市さんに行く、あるいはそれは県の図書もありますから、行ってもらう。そこにあるような、それももう色が変わったような、40年も50年もあるような、ありますよ、いっぱい。何とか百科とかいって、が一っとかいって、ありますけども、そうしたものはそこに置く必要があるのかなというんで、全部整理させたわけです。だから空いている。空いていていいんです。本はだんだん増えていきます。今からいっぱいじゃあ、とてもじゃ、入れるところなくなります、すぐ。ですから、空いていていいんですけども、今おっしゃるようなことで、今は一つの例ですけども、例に乗っかって話ししますけども、要望があれば、別に60万円で決めて、もうこれ以内で絶対やりなさいよという話でもないし、皆さんが要望されるのであれば、ぜひそれももうちょっと予算が欲しいということであれば、全然やぶさかでもないし、それが意味皆さんへの一つの満遍ないサービスにもつながるかというふうに思っております。

今、図書のことに乗っかって話ししましたが、いずれにいたしましても、ぜひ私もこのところも、しっかり皆様方にサービスさせていただいて、それも本当にちょっとの小さな何かのものでも、皆さんが、ああやっぱり阿

武町いいねって思っただけのような、ぜひそういうサービスもしたいというふうに思っておりますから、ぜひいろんな、皆さん方、いろんな場面で御提言もいただけたらというふうに思います。なるべく御期待に沿うように努力をさせていただきます。以上です。

○議長（末若憲二） 教育長、図書のことですが、教育長から何かありますか。教育長。

○教育長（網本徳文） 今日、一般質問で教育委員会に何もありませんでしたけど、局長と油断はするなよという思いで座っておりまして、御質問ありがとうございます。今の図書については、前回の議会でも米津議員さんから休日の図書館の開館、それから上村議員さんからも、いろんな団体さんから、例えば子供たちに読み聞かせするときの大型絵本なんかを入れてもらえないだろうかとか、そういうリクエストもいただいております。今、図書ルームにはこんな本を入れてほしいという、そういう箱を置いておりましたら、結構その中にいろいろな意見が入っておりますので、今回、まちづくり懇談会でもそういう御意見いただきましたので、担当のほうにも全ての予算を全部それにつぎ込んで、一遍にあそこの棚を全部埋めるというわけには、今町長言われましたようにできませんけども、そういう声はどンドンどンドン実現していこうということで、今取り組ませていただいているところです。ちなみに、話がそれますが、図書ルームの休日開館についても、今、実行委員会を立ち上げてまして少しずつ話を進めているところです。以上です。

○議長（末若憲二） 5番、再々質問ありますか。再々質問がないようですので、これをもって、5番、松田穰君の一般質問を終わります。

次に、4番、西村容子君、御登壇ください。

○4番 西村容子 おはようございます。4番、西村容子、通告に従いまして質問をいたします。

今後の阿武町における介護サービスの確保体制について。さて、今年の1月頃、住民の方から阿武福祉法人阿武福祉会ひだまりの里でのグループホームの入所ができないらしいと聞き、大変驚きました。せっかく施設があるのに、いずれはお世話になれると思っていた、どうなっているんだろうとも言っておられます。そこで、阿武福祉会は25年前に立ち上げられ、当時4月の人口は4,555人、高齢化率38.1%、令和7年4月現在の人口は2,904人、高齢化率51.93%です。なお、令和6年第4回議会定例会での質問の中に、

51.57%と説明いたしました。やはり高齢化率は少し上がっております。また、どこの地区も同じと思いますが、ボランティアとして周辺の草刈り作業時などに、ここはいずれ世話になるところ、阿武福祉会は待機者が100人おられてすぐには入れない、困ったものなどと話題になっておりました。その後、令和2年1月には原因不明の肺炎が発生し、新型コロナウイルス感染症が猛威を振るいました。毎日、報道では感染結果と予防の説明があり、これからどんなことになるのか不安がいつぱいの日々でした。そして、現在も減少傾向の一方、増加が続いているとの報道です。この間、特に医療福祉関係の方は大変な心痛だったと思います。このような中、阿武福祉会は現在も待機待ちが多いものとばかり思っておりましたが、宇田郷地区では令和6年1月ひだまりの里でのデイサービスの休止、令和7年3月、同じくグループホームも休止、また令和7年1月木与のグループホームであいも休止となりました。

ここで伺います。1、このように、阿武福祉会はどんどん事業を縮小されていますが、法人の現状はどうなのでしょう。2、いつまでも元気で自立の生活ができれば一番ですが、今後核家族で独り暮らしや老々介護をされていると大変な負担がかかり、そして、24時間介護の場合は心身の疲労も蓄積します。まさに介護疲れと、よく聞く言葉です。介護されている人からは、日中少しの時間でも預かっていただければ助かるなどの声もあります。また、大変切実で大きな問題ではないでしょうか。町内のサービス提供事業者は阿武福祉会のみです。ますます高齢化が進んでおり、今後町として介護サービスの提供体制の確保は大丈夫でしょうか。また、参考に他市の介護サービスの現状はいかがでしょうか。以上、町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの4番、西村容子君の質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 西村議員から、今後の本町における介護サービスの確保に関しまして、社会福祉法人阿武福祉会の現状、さらに町として介護サービスの提供は大丈夫なのかというふうな御質問をいただきました。

最初に、1点目の社会福祉法人阿武福祉会の現状についてであります、御案内のとおり、阿武福祉会は平成10年10月に、当時、介護保険制度が始まることを機に、介護保険サービスの提供を目的に町が補助金を出す形で立ち上げた法人であります。介護保険制度により、施設への入所者が増えるとの予想から、当時は平成の大合併の前ですが、各自治体に特別養護老人ホーム

を整備するとの方針を出して、本町でも阿武福祉会が恵寿苑を建設し、運営することになりました。その後、一部事務組合で運営していた養護老人ホーム清ヶ浜清光苑、そして社会福祉協議会が運営していたデイサービス事業、そしてホームヘルプサービス事業、これを受け継ぎ、さらにグループホーム事業を新たに始めて事業を拡大してきたことは、御案内のとおりであります。こうした中、阿武福祉会の立ち上げの当時は、町の担当職員が経営についてもある程度関わって、意見も述べることもあったようではありますが、担当者も異動等により徐々に関わりが薄くなりまして、相対的に福祉会の独立性が増していき、私が町長に就任したときには、経営の状況を含めて内部の情報が私どものほうに伝わりにくい状況になっておりました。こうしたことから、私は、経営の状況等の情報は一定程度把握しておく必要があると思ひまして、また、町との連携や一定程度の関与の上で経営をしていただくことが大事であるというふうなことを思ひまして、約5年前であります、前の健康福祉課長の梅田晃氏を事務長として受け入れてもらひまして、さらに評議員の一人に健康福祉課長も入れてもらうことで、改めて町も社会福祉協議会の運営について、多少なりとも関与ができるようにいたしましたところであります。こうした中、御存じのように梅田事務長が、そして開設当時から御就任していただいていた藤山苑長が、立て続けに病気で亡くなられたわけではありますが、私としても引き続き一定の関与は必要と思っておったところ、齊藤理事長も同様な思いであり、また、藤山苑長が亡くなられてからは、特にその思いが強くなられたようでありまして、要請もありましたので、翌年度から町の職員であった佐村秀典氏を施設長として派遣したところであります。こうした中で、佐村施設長から、私にも経営に関するいろいろな課題が報告され、中には早急に対策を講じなければならないことも多くあったところでありますが、本人が昨年度末で定年退職となることは織り込み済みでありましたので、そのまま阿武福祉会の職員として残ってもらひ、現在も施設長として実質阿武福祉会の経営を担ってもらっているところでもあります。こうした中、阿武福祉会の財政状況を見てみますと、資料が残っておる平成24年度頃は、期末残高が3億円で、要するに黒字ですけども、経営が安定していたようではありますが、令和に入ってから以降、黒字であった事業が赤字になり、内部留保が、黒字額が減少したりして、年々預金を取り崩していく状況が続いております。そして、直近の令和6年度においては、約6,000万円の赤字となっており、こ

のままの状況が続くと、3、4年後には阿武福祉会全体の経営が成り立たなくなる段階まで来ているようであります。

原因といたしましては、西村議員がおっしゃるとおり、以前は、恵寿苑は入所待ちが100人も150人もおられて、いつ入所できるか分からないというような話を私どもも耳にしたこともありました。ここへ来て、高齢化率は高くなっているものの、人口の減少に伴いまして、高齢者の絶対数は減少しています。高齢者の方が減少すれば、当然介護サービスを利用する方も絶対量が減るわけであります。ちなみに、入所待ちの状況であります。現在は、特養そして養護老人ホームとも、入所待ちの方があるどころか、空きが出た際には入所者を探すというような状況になっているのが現状であります。これまで阿武福祉会では、主に特別養護老人ホームと養護老人ホームの黒字を赤字続きのホームヘルプ事業やグループホーム事業へ補填する格好で運営を続けてきていたようで、そこへ新型コロナによる影響もあり、デイサービスやショートステイサービスの利用が大きく落ち込み、これら事業についても、介護報酬が減少したことで財政状況が急激に悪化したようであります。さらに近年、介護職員の退職に伴う補充が難しく、介護保険による介護職員の配置基準が維持できていないことも、介護報酬の減額に大きく影響しておるようであります。特に養護老人ホーム清ヶ浜清光苑に至っては、施設長があらゆる手だてを尽くして、大変な努力をしたわけではありますが、どうしても人員配置が所定の基準を満たすことができないということで、昨年10月から特定施設入居者生活介護という指定が受けられなくなったために、年間で約8,000万円分の介護報酬が入らない状況になり、阿武福祉会の経営に大きな穴が空いた状況であり、赤字の大きな原因になったところであります。ただ、これにつきましては、現在は、この6月1日付で何とか介護職員の採用や、閉鎖した施設からの異動等によって基準を満たして、再度指定を受けたと聞いてほっとしているところであります。

こうした事情の中で、昨年から宇田郷地区のひだまりの里では、デイサービスとグループホームを休止、そして奈古地区ではグループホームであいが相次いで休止となっており、利用者の方や町民の方々にも大変な御迷惑や御心配をおかけしたと思っておりますが、私にも内々の相談があったわけではありますが、阿武福祉会の、今回の休止の決断は、将来は利用者の減少や介護職員の不足等で事業が立ち行かなくなるという中での苦渋の決断であったと

いうふうに思っております。先ほど申し上げましたように、当面、清ヶ浜清光苑が特定施設入居者生活介護の指定を受けられなくなり介護報酬が入らない問題は解決し、当面の最大の問題は一旦解消したわけではありますが、これからの事業展開については、行政と介護サービスを調整する社協の包括支援センターと一緒にニーズを把握しつつ、経営ももちろん大事なことでありますが、阿武福祉会としても、赤字イコール事業廃止ではなく、今後、阿武町にとってどのような介護サービスがどれだけ必要なのかをしっかりと見極めながら運営していくとのことでありますので、町としても最大限の注意を払い、適宜適切な助言も行っていきたいと思っております。

次に、2点目の今後町の介護サービス提供体制の確保は大丈夫かということとあります。阿武町内に登録のあるサービス提供事業者は、阿武福祉会のみであることは御案内のとおりであります。今回、その阿武福祉会が、ひだまりの里での事業を休止し、指定管理事業者の更新をしない旨の申出がありましたので、町といたしましても何とかこれを継続できないかと、実は内々町外の事業者への事業の引継ぎの打診等もしたところではありますが、現実問題として、介護人材の不足を一番の理由に事業の引継ぎは困難であるというふうな回答になったところとあります。ちなみに、打診しました事業者は、全国的に介護サービス事業を展開されている民間の事業者であります。全国各地でも介護事業所の廃止は進んでいるとのことで、近隣の市町でも同様に、ホームヘルプサービス事業所の廃止をはじめ、特養やデイサービスでは、定員数を減らすなど縮小の状況にあるとのことであります。こうした状況の中で、町といたしましても、まずは阿武福祉会で引き続きサービスが提供できるよう、介護人材の育成を支援していくことを目的に介護資格取得への補助制度等も導入したところであり、昨年度、阿武福祉会の職員の延べ10人の人がこの制度を利用して、資格の取得を目指されたところとあります。今後も介護人材の確保に向けては、阿武福祉会と一体となり、有効な支援を続けていきたいと考えています。また同時に、今後は阿武福祉会と包括支援センターそして行政で密に連携を取りながら、先ほどもありましたが、そのときそのときの利用者のニーズに合わせ、どんな介護サービスがどれだけ必要なかを十分に把握した上で、阿武福祉会によるサービス提供体制については、利用定員や利用方法等、町も柔軟に対応することで協力をしていきたいと思っております。また一方で、昨年から実施しております有償ボランティア

ア制度のような、介護保険制度では対応できない部分、不足する部分を補うようなサービスをこれからも検討していくことで、介護を必要とする方々やその家族の方々が、安心して阿武町で生活し続けられるよう努める所存であります。以上、当面の現状なりを報告し、答弁いたします。

○議長（末若憲二） 4番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。4番、西村容子君。

○4番 西村容子 流れをずっとお聞きしましたが、あれだけの施設もっていないねって、集まったところでの声でした。そのついでに宇田は何もなくなったって、ついでに言われました。それでびっくり、みんな、誰もが宇田の人も、私の聞いた中では知っておられ、私もちょっとびっくりしました。途中で、やっぱりこういう状況という説明があれば、少しは皆さん、ああそうなんかっていうのは、この間まちづくり懇談会で説明されましたけど、そのとき知ったんよって言われました。できれば、お年寄りがまさに多い、もう半分以上ですから、せっぱ詰まっています。家で何とかやっとなられますけど、やっぱり先のことは子供に頼られんとか、そういう人ばかりですから、ここを何とか、恵寿苑のほうかどのぐらいいまだ空いているのかとか、どんどん入ってもらおうというのもなんですけど、その辺もちょっと、今こんな状況ですよぐらいは言ってあげたほうが、宇田を休止する前にでも話があってもよかったんではないかなと、でないと、やっぱり不安で、毎日これからどうしようか、行くところがないねっていう会話です、いつも行って会うと。ですから、すいません、その辺もちょっとお願いいたしたいと思います。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 先ほど説明いたしましたけど、私どもも本当に内情、詳しい状況等について、なかなか知る感じでなかったわけでありまして、そのことが本当はだんだんと、一遍にどんと悪くなったわけではないわけでありまして、だんだんと状況が、先ほど話がありましたように4,555人おったときにつくったわけでありまして。そして、その後事業もある意味拡張しました。拡張したわけでありまして。ただ、人口は4,555人から2,900人に今下がっている。この状況の中で、当然サービスを受けられる人口も、人も減っている状況の中で、一旦広げたものがなかなか縮小できなかった。なかなか、これは痛みを伴います。縮小するということは、職員さんも必要なくなるというような話になりますが、そういったことの決断がなかなかできなかったのがあ

るのかなというふうに、今となっては繰り言のようではありますが、思います。

そうした中で、今回直近で一番最大のことが、清ヶ浜清光苑が介護が取れなくなった、介護の報酬が取れなくなったというふうなことがあります。先ほど説明したように8,000万円なら8,000万円というお金が入らなくなったというふうな、大きな事態が起こったわけです。それは、人員の配置基準ができなくなった。人数が基準にほどそろえることができなくなったというふうなことがあります。それが、大きくこの赤字を生んだ原因であるというふうに思いますが、ただ、それまでに私はやるべきことがあったんだろうと、徐々にやるべきことがあったんだろうというふうに思いますが、そのところがなかなか町と福祉会との間の連絡の齟齬があって、うまく我々も助言もできなかったし、決断もようしてくれなかったかなと。それまでどうにか回っていたんでしょ、多分、というふうに思います。回していたんでしょと思います、どうにかやりくりしながらでも。きちっとしたそのためには、内情の細かいところまで分かりませんけども、それは職員さんも大変な御苦労されたんじゃないかなと、そういうふうなことも思います。職員の使い方、もしかしたらグレーのゾーンで使っていたのかなというふうな感じもするわけではありますが、それはそれとして今現在そうなったわけではありますが、先ほどお話がありましたように、閉鎖の前に何かお話が欲しかったなというふうなことでありますが、そのことについては確かにそうであったろうなというふうに思います。ただ、私どもは本当にびっくりしたような状況でありまして、特に一遍に何千万円というお金が入らなくなるという事態が、人がだんだんと減ったというんなら分かりますけども、一定程度人がおる中で、制度上介護が取れなくなったというふうな中で、お金がぽこんとへこんできたというふうな話でありますから、そこはなかなか私ども知り得なかったというのが現状であります。今おっしゃることは、そういったことについてもしっかり皆さん方に説明をするべきであったなというふうなことをおっしゃるわけありますので、そこについては確かに反省していかなきゃならないなというふうなことは思います。今からも、いろんな情報につきましては、今回、西村議員からこういった質問をいただきましたので、答弁する形で皆様方、町民の皆様方にお知らせすることはできたというふうに思いますので、今後もこういったことが、特に皆さん方、本当に関心の高いことでありますから、しっかりと皆様方にお知らせすることは心がけていきたいなというふ

うに思います。以上です。

○議長（末若憲二） 4番、再々質問ありますか。4番、西村容子君。

○4番 西村容子 いっぱいに入って、誰も順番待ちで当分入れんという頭がずっとあったわけですから、まさかひっくり返ったような話になって、私も藤山苑長さんから、介護福祉の人がおっちゃん、栄養士さんがおっちゃんって、いつも会うと言われていました。でも、ここまで来ているとは本当に思いませんでした。ですから、やっぱりお年寄りを、子供のところには行きたくない、ここにおりたい、そういう方ばかりですから、風通しのよい、お互いにこういう状況っていうのは、阿武福祉会、運営される上でも、この件を置いて次のときにはならないように、ちょっと慎重にやってもらいたいなど。皆さんの期待を何かこのたびは大分、反対に、がっくりしたとかあればいいですから、すいませんが、その辺は密にちょっと様子を言っていたくほうがいいかなと。

でも、今のところは50床は全部いっぱいなんではしょうか。入っておられるかどうかなんです。どんなですか。

○議長（末若憲二） 健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 今、特養についてはほぼ満室になっております。それから満室になっているというのも、グループホームを休止をしましたので、グループホームから特養に該当になる方については、移動していただいたりもしております。

それから、養護老人ホームにつきましては、今、恐らく44か45ぐらいだと思います。5床ぐらいは空いております。これについても、随時相談、社協のほうの相談センターと調整をしながら、該当の人については入っていただくような、そういった話もしながら埋めていきたいなというふうに思っております。

ただ、将来的にはどうしても年寄りの方っていうのは、人口が減っておりますので、いずれはそういった空き部屋を個人契約で活用していこうかというようなことも話しております。養護老人ホームにつきましては、措置という格好で補助金、今、交付金、交付税の中に入っておるんですが、町のほうからの措置という格好でやっておりますが、もう埋まる見込みがなければ、そこはもう個人契約で入所してもらおうような、そういった方法も取っていこうかというふうには思っております。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 今、いろいろ状況については、人数が増えるということはまだ考えにくい状況に来ておりますし、阿武町だけじゃなしに、いろんな施設が縮小しております。その中で、やっぱり今一番大事なことは、もちろん福祉と社協と町としっかり情報を交換して、なるべくそういったところに措置できるものでありゃあ措置する、入ってもら。そして、対応も、今の養護老人ホームあたりについても、もう将来的にその数が、入所者数が見込めないというのであれば、空室をどう使うかというの、新しいアイデアを持ってやっていくと、そういうふうなことが一番大事かなというふうに思っております。

いずれにしても、町民の皆さんは、まさに西村議員がおっしゃるように、私もこの前まで同じように思っていたんですけど、あそこは満床で何十人という、待たなきゃ入れないというふうなイメージを持っていたら、とてでもない、今そんな状況じゃないということでもありますから、まさに今、いろんな知恵を出しながら、今までと同じでやっていきやいいというものじゃない、もっともっとシビアな状況になっているというふうなことを思いますし、使い方もそうですけども、最大の課題はやっぱり職員さんです。資格を持った職員さんの確保が非常に難しい。どこへ行っても引っ張りだこというか、その中に今度は条件闘争じゃないですけども、こっちがこれだけならこっちこうなる、例えば賃金にしても。そういうふうな中でまた、これがまた経営を圧迫していくというふうな悪循環で、それに負ければ職員が確保できない。本当に厳しい今状況であります、先ほど申した3者が一体となって、今からそして町のほうも少し関与を強めながら、しっかり一緒になってやっていけたらというふうに思います。以上です。

○議長（末若憲二） これをもって、4番、西村容子君の一般質問を終わります。本来ならここで休憩をするところですが、休憩をやめて引き続き一般質問を続行します。

次に、1番、米津高明君、御登壇ください。

○1番 米津高明 日本共産党の米津高明です。

それでは、1項目めの質問を行います。道の駅温水プールの廃止と各地で行われている町道拡幅工事などについて質問をいたします。

まず、道の駅温水プール廃止についてですが、5月19日に説明会が開かれ

ました。しかし、利用者の方の声を聞くのではなく、もう廃止ありきで、廃止に向けての説明会であったと、その中で町長が夕張市を持ち出して、お金のことでやはり一方的に廃止を決定したのかなというふうに取りました。町民一人一人に寄り添うというスローガンを掲げる阿武町の方針として、不誠実ではないかという思いです。であるから、一度立ち止まって、利用者の方をはじめ多くの方の意見を拾い上げるというか、聞いて、プールが果たしている役割をもう一度検討すべきではないかと思っています。このことに関して、町長の答弁を求めます。

次の町道の拡幅工事などに関してですが、今、各地域で拡幅工事に向けた測量などがされています。皆さんの家の近くでも、そういう方が来ておられるかも分かりません。しかし、近隣の住民の方と話をし、事前の説明会が何も行われていない。突然そういうなんが、業者が来て測っていると、聞いたら、ここ広げるよと言われるようなことで。また、地元の方にいろいろ話を聞いているんですが、道が広がると、歩行者がいてもスピードを落とさず通過する車が増えると、危険だという声や、この道を広げる意味が分からない、なぜ無駄なことをするのかなというような意見、こういう声をよく聞きます。なぜ、計画段階で地域の説明会をきちっとして、地域の方の声を拾い上げないのか、メリットもあるでしょうけれども、デメリットもあると思います。だから、こういうことをよく話し合ってから実行に移してほしいと思います。このことに関して、この2点に関して町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの1番、米津高明君の1項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 米津議員から道の駅の温水プールの廃止について、そして町道の拡幅について御質問をいただきました。

まず、1点目の道の駅の温水プールの廃止についてであります。いい機会でありますので、このことにつきまして、共通認識のためにここで改めて温水プール設置の目的、施設の状況やこれまでの運営状況、廃止の判断に至った経緯並びに新たな整備計画の説明をさせていただきます。

まず、温水プールは、道の駅阿武町の関連施設として、まだバブル経済の余韻が残る頃に、道の駅の集客のための目玉施設として計画を立案し、総事業費約2億4,500万円で建設し、平成5年7月にオープンしたものであります。現在は、水泳の上達や健康維持の目的で利用されていますが、建設当時はレ

ジャー施設として整備されたものであります。また、収支につきましては、建設当時からマイナスであり、運営は、平成22年までは町の直営で行っていましたが、その後管理をあぶクリエイションを通じて、毎年、町の一般会計からの持ち出しによる930万円の実質赤字補填を条件に、株式会社太陽コミュニケーションズさんに委託しておりますが、太陽コミュニケーションズさんにおかれましても、それ以外に、例えば令和5年度であれば、別途赤字が132万円出ていると聞いておりまして、先ほどの赤字の、町から出す赤字補填の930万円と合わせれば、毎年別途100万円から200万円修繕料を町が出しておるわけでありましたが、これを除いても930万円と、そして別途132万円の赤字で年間1,000万円強の赤字ということになりまして、今言いましたように、これに町が別途出しておる修繕料を加えれば、実質年間1,200から1,300万円程度赤字が出ておるのが道の駅の温水プールであります。

次に、温水プールの建物の老朽化の状況であります。一見きれいに見えますが、よく見ていただきますと、実際には建築後32年が経過して、内観、外観とも大変老朽化が進んでいるために、実は町では、利用者の皆さんの安全を図る観点から、令和5年度に専門家による建物や機器類等の劣化診断調査を実施いたしました。そして、その結果は、内部、外部とも劣化が進んでおり、このまま温水プールとして高温多湿の中での状況の中では、主要構造体の劣化により利用者の安全が確保できないといった結論でありました。そのほか、プール槽については、防水モルタルやペンキが剥がれ、水の濾過器に支障を来していることや、ボイラーも年々故障が増えていること、また、屋根に載っておる太陽光発電については既に機能していないほか、屋根の一部はガラス屋根であります。これからの雨漏りや、経年劣化はもとより、海に近いことから塩害等の影響も受けて、大きく劣化している状況であります。なお、当然、修繕も検討したところでありますが、先ほども述べましたが、24時間、365日、高温多湿の温水プールとして活用することは危険を伴い、経営を続けるには全面建て替えが必要とのことであります。また、建て替えの経費試算もしていただきましたが、経費は少なく見積もっても30年前の1.5倍から2倍程度は軽くなるということでありまして、単純計算でも4億から5億はかかるというふうなことであります。仮に、実際に奈良県の生駒市で、最近同じような規模の建物を建てておりますが、建設費が約5億円だったそうであります。そして、昨今の社会情勢から、燃料費や人件費の高騰

は当然考慮する必要があり、そうすると近い将来において、経費も今の1.5倍、2倍、金額にして2,000万円以上に増大することは想像にかたくない状況であります。

このような中、私としては、今後も町の人口減少は避けられない状況であります。阿武町が健全財政を維持しながら、現在の行政サービス水準、県下でも高いというふうに思っておりますが、例えば子供たちの給食費や医療費の無償化であったり、医療機関の維持であったり、デマンド交通であったりをしていくためには、適切な取捨選択は避けて通れないと判断したところであります。人口が11万人いた北海道の夕張市が、その後、炭鉱の閉山等により、20年前見てですが、1万3,000人にまで減少しても、なお従業員の生活を守るといような大義名分で大型観光施設の赤字経営を続けて、規模の適正化あるいは統廃合を怠った結果、地域経済の基盤が失われて、最後、約20年前には国が指定する赤字再建団体に陥り、市民に大きな負担を強いて、多くの市民が転出していったことは国民の周知するところであり、今なお減少し続けており、現在の人口は6,000人になっていると聞いています。そして、これを予見できた知り得たであったにもかかわらず、当然、市民には大きな痛みを強いるわけではあります。適切な対応を行わず長年放置した歴代の市長、そして議会も同じであります。責任が問われなければならないと思いますし、言い過ぎかもしれませんが、住民の負託を受けたはずの首長が、自らの覚悟と責任を放棄した無責任な事案だと思います。私は、こうした悪しき先例を見る中で、阿武町が将来にわたって健全な町であり続け、今ある住民サービスを継続し、また深化させるためには、身の丈に合った行政、財政運営が不可欠であるとの思いは職員時代から肝に銘じているところでありまして、目の先、一部の利用者の皆さんには、非難をされることは当然予測されたわけではありますが、それでも将来の阿武町のため、町長としての苦渋の決断として、今回、温水プールについては廃止するという結論に至ったところであり、私といたしましては、それが将来に禍根を残さない、現町長としての責務だと思っております。どうか御理解いただきたいと思います。

次に、新しく整備を検討している施設であります。屋根部分を帆布で覆った半屋外施設を考えていますが、これは、一昨年の保育園でのカジュアルトークの際に、保護者の皆さんから、子供たちが夏場に日陰で遊べる広場の要望というものがあつたことに起因しています。また、近隣地域に子供の遊

べる屋内施設や運動施設が少ないために、他市町からの集客効果が期待できるかとも思います。そして、新施設は、幼児から高齢者まで利用方法も多岐にわたることから、今まで以上に多くの町民が利用可能であるとも思います。さらに既存の集成材がそのまま利用が可能であるため、そしてコンクリート等の構造物がないために、温水プールの建て替えと比較して建設経費が安価であること、そして、現在のランニングコスト、先ほども申しましたが、年間1,300万円赤字というふうなことでありますが、これが数十万円程度の経費で済むということで、大幅な削減ができるということがあります。

なお、米津議員は、温水プールが果たしている役割をもう一度検討すべきということですが、そのことは、趣旨としては温水プールを残すべきというふうな御意見に私には聞こえます。そして、温水プールを残すということにつきましては、現在の温水プールは、繰り返しになりますが、構造上危険ということで撤去するしか選択肢がないわけでありますので、結果として新たに温水プールを建設するというロジックになりまして、幾ら利用者がいるといっても、4億円も5億円も膨大な経費をかけて、将来、今以上に赤字が出るのが容易に予想される施設を新たに建設することに、多くの町民の賛同が得られるとは、私は到底思えないわけであります。なお、繰り返しになりますが、今回の温水プールの廃止そして新たな施設の整備については、将来にわたり持続可能な行政、健全な財政運営、また、今まで以上により多くの町民が利用できる汎用性の高い施設整備等総合的に考え、判断したものでありますので、議員におかれましても、どうぞ御理解のほどよろしくお願い申し上げます。

次に、町道の拡幅工事などに関しましてありますが、近隣の住民に対して事前の説明や道路拡幅によるメリットやデメリットを話し合った上で決めるべきではないかとの御質問であります。このことにつきましては、町といたしましては、これまで町道の改良の実施については、まずは地元からの要望等を参考にして、現地調査など調査の後に事業を進めるパターンと、特に要望がなくても、例えば一定の交通量があるにもかかわらず、道路の狭隘な部分や急カーブがあるなど、歩行者や車両の通行に危険な箇所を町の判断によって改良する、そのパターンがあります。もちろんこの両方の場合もありますが、これまでは、基本的には交通安全の視点を優先しまして、道路の狭隘な部分を拡幅したり急カーブを緩やかにするなど、歩行者や車両の交通に危険

な箇所、支障のある箇所について道路の拡幅工事等を行ってきました。米津議員は、道路の拡幅で車輛がスピードを落とさずに危険であるとの声を聞くということですが、中にはそんな人もいらっしゃるかもしれませんが、町としては、車のすれ違いができないので困っているとか、人や車とのすれ違いの際に道路幅員が狭くて危ないなどの道路拡幅への要望のほうが圧倒的に多いというふうに判断しております。

また、近隣の住民に対して事前の説明がないとの御指摘ですが、事例にもよりますが、基本的に道路新設工事につきましては、新しい道路路線として、近隣の住民に対しての周知も含めて、事前の説明会も必要かというふうにも思いますが、拡幅等の通常の道路改良工事まで、一々の近隣の住民に対しての事前の説明会は必要と思っておりませんで、呼び立てすることはむしろ御迷惑であろうというふうにも思います。なお、当然ではありますが、用地買収等を伴う場合は、当事者に対して個別説明をしております。御指摘の部分に該当するかどうかは分かりませんが、現在、奈古地区の圃場整備事業の関係で、今後、大型の農業用機械の搬入・搬出、そして駐車も予想されますので、車の離合などでトラブルが起こらないように、また、圃場整備事業に合わせれば用地の確保も比較的容易な箇所も多くありますので、この際道路拡幅を行うなど、新しい事業にも着手しているところでありますので、申し添えておきます。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。1番、米津高明君。

○1番 米津高明 まず、プールですけども、32年がたっているこの期間で大規模な改修工事、例えば躯体の耐震化とか工事とか、プールの水の中の塗料、こういうのを全面的に塗り替えとか、そういう大規模な工事はやられたんでしょうか。一応町からの報告では、細かい工事、ここが故障したからここは直したとか、そういう工事の明細はいただきました。ただ、大きい、大規模工事、やはり歩くところの塗膜が剥がれそうやから、足が切っているとかいうような話もちょっとされたと思うんですけど、大体プールの塗料というのはもう長くて10年、短い場合でしたら、もう5年ないし6年ぐらいで塗り替えが必要となるんですね、一般的に言うたら。そういうことを全然やらなくて、経年劣化だ、もう潰れそうだとか、屋根が落ちて被害が出たらどうするんやというような話は、ちよっとおかしいん違うかなという気はします。で

すから、そういうことをされてきたんか。

それと、オープンからずっと赤字のようなことを言われました。町がその赤字に対してどういうことをしてきたか、どういう努力をしてきたか、赤字だから赤字だから言ってそのままにしていたんか、いろんな提案を受けて、少しでも黒字化するようなことを行ってきたのかですね。

それと、930万円が赤字補填じゃなくて、経営の、どない言うかな、委託のお金ですね、930万円。ちょっと聞いたところによれば、値上げをしてほしいという依頼をしても、ずっと蹴られていたという話はしています。だから、930万円でもかなり経営が厳しかったんでしょうけども、太陽フィットネスとしてそこを維持してきたというふうに私は思っているんです。ですから、そういうことも含めて、また、高齢者だけじゃないな、小さい生徒さんたちも教室に通っていますし、高齢者の方ではリハビリで、どっかの医院へ行ったら、阿武町に温水プールがあるんやったら、うちへ来るよりも温水プールで歩くほうがずっとリハビリになると言われて、ずっとリハビリで利用されている方もいらっしゃるわけです。だから、そういう方の、少ない小さい声かも分かりませんが、そういったのを全部、町長の判断ではお金で切り捨てるというふうに取りっています。ですから、やっぱり同じ、その方たちも、自分らには力がないから廃止にしても仕方がないけども、やはりもっときちっとした説明を前もってしてほしいというようなことをおっしゃっていました。ですから、道路に関しては、今言われているように、新設じゃないから説明する必要がないと言われたんですけども、プールに関してはやはり利用者の声をもっと聞いて、どうすれば残せるかというのも選択肢の一つにしてほしかった。建て替え、建て替えばかりで、建て替えしたらこれだけお金かかると言われていますけども、そうじゃなくて、鉄骨で補強したらこれぐらいの金額であと20年、30年もつというような方法もなかったんかなというような気もしています。

それと、これはちょっとあれじゃないですか。5月19日の説明会の席で、プールの関係者の方が、これだけの署名が集まりましたと、どうぞ見てくださいと、こういう声があるんですよって言って渡されたと思うんです。そのときの町長の態度が、私は物すごい情けないなと思いました。もうそんなもん、今さらもらってもしゃあないというような感じで、これはプールの存続とか、そんなの判断材料には全然しませんよというようなことをぽんと言われ

て、何か迷惑なもんを受け取ったようなふうに私は受け取ったんですけど、やっぱり町民一人一人に寄り添うというのであれば、そういう声も、廃止は決まっていますが、やっぱりちゃんと聞いていくべきだと思うんです。真摯にきちっと聞いていく、そういうやっぱり態度を見せてほしいなと。向こうの方は、そう顔には出してはらへんかったですけど、かなりちょっと怒られているというか、そういうふうに私は感じました。ですから、もう一度やっぱりどういう方法があるかというのを考えてほしい、プールに関しては。

それと道路の拡幅ですけども、歩行者がいても、スピードを落とさずに通過する車もあるだろうとおっしゃいましたけど、反対です。ゆっくり走る車が少ない。大多数の車が、私がずっと歩いていたときなんですけども、釜屋のところも拡幅、大里から拡幅予定になっています。拡幅されても、ガードの下広げるんですかって言うても、あそこは広げないと、広げられない。ですから、あそこでふん詰まりですね、広がっても。あの道、今ですら歩いていても徐行する車は10台のうち1台か2台です。あとはもう平気でシャーシャーと走っていきます。広くなると、きちっと歩道を区別して、最低でも縁石、それかガードレールつけていただくんなら安心ですけども、そうじゃなかったら今より、あの近隣の人は皆そういうふうな声を出しておられます、危なくなると、何も便利なことはないというような。ちゃんと離合できるところはもう皆さん御存じですから、2か所あるんでそこで待つ。どっかで待って、そんな何十分も待つわけじゃないですから、1分、2分のことですから、そういうふうにしてちゃんと離合はスムーズに、そこで問題になったということはありません。ですから、同じお金を使うのであれば、もっと喜ばれるような使い方にしてほしいと、こういう細かいことからやはり考えてほしい。プールのように大きいお金であれば、こうやって言って、とりやめるというような感じですけども、道路工事に関しては、そういうので将来はやっていただきたいと思います。以上です。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） たくさん本当に質問いただきまして、私の後、まちづくり推進課長のほうから、プールのもろもろのことについては答弁させていただきますが、私のほうからは、まずあのときの説明会、19日ですか、行った説明会のときに、そのプールの受付の従業員の方が、突然私のところに、これがアンケート、実際にはアンケートは事前に頂いているんです。全部目

を通しました。集計表ができましたからって持ってこられたんです、あれは、集計の表が、アンケートは事前に、大分前やったかな頂いて、全部一式頂いて、それは全部私が目を通しました。書かれている内容は、ほぼ99%存続してくださいという内容です。当然、想定内のことでありましたけども。それを集計した表ができましたからって、あのときに前に出されたアンケートを、うちでコピー取って、それをお返し、本体を返しましたから、その上にその集計表をつけて出されたのがあのときの状態であります。

私は、そのときに思ったのが、まず我々がやっているこの説明会の中で、突然入り口からぽこっと入ってこられて、いきなり、はい、町長これですとかという話、失礼な話だなと私は思いました。私たちの説明会の中で、従業員の方が社長の許可を受けられたかどうか私知りませんが、一従業員の方が説明会の中に入って、突然、私から言ったら乱入に見えるんですけど、来られて渡される。それも、前頂いて私が目を通したアンケートの集計表ができましただけのことなんです。私は目を通しておりましたから、中身は、全体はこれはもう存続してくださいのアンケートだな。アンケートも、私は、それを言うもしょうがないですけど、ここで。道の駅のどこか一角でアンケートを取られるんなら、それはまたそれでみんなの意見でしょうけど、受付で、温水プールの受付で取られたと。それは、あそこでアンケートを取れば、利用者なんですから、答えは決まっているんです。でしょう、誰がどう考えても。道の駅の向こうのほうで、直売所のほうで取られたら別ですよ。それは、皆さんの大きな意見となるけども、受付で取られたら、それは答え決まっていることでありまして、それをあたかも町民全員の意思みたいなお話をされても、これはちょっと待ってくださいとなるのは、誰か考えてもそうですよね。そんなこんなで、それ言ってもしょうがないです。

いいんですけども、いずれにいたしましても、私どもとしてはいろんな検討をした末、そしてそれを修繕するといったって、そう簡単ではない、大きなお金も要ります。一番大事な躯体の集成材、あれですよ。それがCLTっていう工法で作った板を張りつけたやつですよ、接着剤で。それで、その躯体部分が、温水プールですから、高温多湿の中で、一から年中さらされておる、でなかったら冷えてしまうわけですから。それで、そういう使い方ではもちませんよという、これは人の危険に関わることなんですよ。ですから、それはもう修繕して直す、そういう次元じゃないんです。建て替える

しかないんです、その同じ型を使おうとすれば。ですから、そこで建て替えて4億、5億、補助金がありませんから、ないんです。調べたんですけど、4億、5億かけてそれをやって、本当に町民の皆様方がそれでいいとおっしゃるのかどうなのか、私は圧倒的にやめてくれというふうなのが多いというふうに判断したわけです。今そのところで、いろんな泳いだり歩いたりしたりする人もいらっしゃることは十分承知してはいますけども、ただそれがためにそんだけの負担を町民の税金を使って、要するに町民の皆さんにその負担を強いるということですから、そしてそれも初期投資、イニシャルコストですよね、いわゆる。イニシャルで済むものであれば、それは一つの考えかもしれないが、将来にわたって毎年2,000万円オーダーの赤字がいくことを、そのことを確定させることになるんです。それが、本当に住民の皆さんが、納得してくれますかという判断で、私は苦渋の判断と言いましたが、その人たち、使っている人たちの気持ちは分かりますよ。分かる、残してほしいという気も分かります。十分分かりますが、町全体のありようとして、夕張のようにならないために私は苦渋の判断したわけです。そこはしっかりと御理解していただきたいというふうに思います。あとは、まちづくり推進課長がプールのことは話します。

それから道路の件であります、これにつきましても、新しく道路を造れば、当然路側帯というのが、両方ともに路側帯がつきます。その中で、それが大きくなろうが小さくなろうが、多分スピードを出す人は出すし、出さない人は出さないというふうに思います。これも申し上げましたように、道路は狭いまんまでいいのか、待機場所がありますよね。そこで待って、ただ、それが理解できていない、よそから来られたような人はダーッと行ってしまいう、ままありますよね、そういったことは。そういうふうなことで、やっぱりそこに危険が伴うということであれば、新しい道路を造るときは、用地買収とかいろいろ状況が大きく変わるわけですから、説明はしないとは思いますが、通常、私どもからすれば利便性を向上させることでありますから、それを嫌な人は危ないとか、そういうことを言われるでしょうと思います。でも、それを、これまた、さっき言っていないですけど、最大公約数で見れば、やはり危険と思われるところは拡幅し、急カーブは緩やかにし、そういったことを町の責任でやっていくというのは、これはまた我々の、求められる行政のやり方ではないかなというふうに思いますから、このことにつ

きまして、必要なところは私どもはしっかりやっていくということでありまして、説明についても、先ほど申したとおり、通常の拡幅等については、一々の住民説明会とかは今までもしてきましたし、今からも多分しないというふうに思いますが、もちろん新しいやつについては当然しますけども、してきましたし、しますけど、そういうふうなことで、今からも進めさせていただこうというふうに思います。

○議長（末若憲二） まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（高橋仁志） まず、初めに930万円のことと、あと利用者を増やす努力をしてきたのかというところではありますが、このことは5月19日の説明会のときにお話ししたと思います。米津議員さんもいらっしゃったと思いますが、930万円については、根拠については、これは先ほど町長の話もありましたけど、当初は町のほうの直営でやっておりました。その中で、収支の差が930万円のマイナスだったんですが、これを太陽コミュニケーションに委託する際に、今、町が経営している間はこれほどの赤字が出ていましたと、当然、赤字が出ているのにそれを、経営してくださいというわけにはいけませんので、930万は補いますので、これで委託させていただきませんかという話でやってもらいました。その代わり、太陽さんの努力によって収益が生まれれば、それは太陽さんのほうの収益になりますという話もしました。ということで受けていただきました。

ただ、結果、これも説明会で話しましたが、太陽さんも最終的には百何万かの赤字を出されております。

それから、利用者を増やす努力ということですが、これについてもその場で説明させていただきましたが、当初町単独でやっている間は、当時の民生課、今の健康福祉課ですが、皆さんの保健師さん等の力も借りながらそういう健康教室を開催して、実際お客様が増えました。そのほか、冬場利用される方から寒いという意見があったときには、フィンランドサウナというような施設も造りましたし、子供たちの利用を増やすために子供用の遊具、そういったものを設置しました。そういった努力もしてきました、一旦実際利用者也増えたのですが、実際人口が減少していく中で、どうしてもやっぱり最終的には減ってきましたという状況であります。

それから、利用者さんの意見で、値上げをしてくれというような御意見がありました、これは実際確かにあったかもしれませんが、それは100人の

うちの1人、2人だと思います。全員の皆さんがそういうふうなことを言われたことはまずはないと思います。実際奈古地区のまちづくり懇談会でありましたが、その中で元利用者さんの意見で、もともと利用していましたが、料金が上がったのでやめましたというような話も実際にありました。そういうところですよ。以上です。

○議長（末若憲二） 1番、再々質問ありますか。

（1番、米津高明議員「時間がないので次にさせていただきます」という声あり。）

○議長（末若憲二） では、第2項目めの質問を許します。御登壇ください。

○1番 米津高明 それでは、第2項目の質問をします。阿武風力発電事業についての質問になります。皆さんも御存じのように、秋田市新屋にある海浜公園で起こった風力発電の風車、羽の部分が折れて、強風で、強風言うても23メートルぐらいだったと思うんですけども、破損して落下、80メートルぐらい飛ばされて、ちょうど下を歩いておられたか、高齢の方に当たって、その方が亡くなるというような痛ましい事故が起きました。この件について、これから建てられるかもしれない阿武風力発電と絡めて町長の見解を求めたいと思います。

それと、阿武町ではH S E株式会社が計画している阿武風力発電事業は、3月に環境調査が終了はしているんですが、その後、このH S Eから何らかの報告があったのか。このH S E株式会社が事業延長申請を資源エネルギー庁にしているんですね。これを提出しています。2年間の延長は認められたと。こういうことが事業者から回答をもらっています。こういうことについて町がちゃんと把握しているのか、全然知らないというのか、町長の答弁を求めます。

○議長（末若憲二） ただいまの1番、米津高明君の2項目めの質問に対する執行部の答弁を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 風力発電事業についてお答えします。初めに秋田県内の風力発電事業で設置した風車のブレードの落下に伴い、死亡事故が発生したことに対する私の見解ということではありますが、このことにつきましては人の命が失われたわけでありまして、大変不幸なことであり、二度とこのような事故が発生しないよう徹底した事故原因の解明と防止対策の検討が行われるものと認識をしております。

次に、3月の環境調査の終了後、H S E株式会社から何らかの報告はあったのか。また、2年間の事業延長について事業者からの報告はあったのかということですが、このことにつきましては令和3年1月に提出を受けた環境影響評価方法書に対し、市町、県などの意見が反映された経産大臣勧告が送付されて以降、事業者からは令和4年の環境影響評価に係る季節ごとの状況調査のお知らせはありましたが、それ以外の報告は特にありません。

また、2年の事業延長についても国と事業者間での申請交渉等があるとは認識しているところではありますが、特段町への報告はありません。なお、ちなみに今後の手続につきましては、令和3年1月に提出を受けた環境影響評価方法書に対し住民、関係市町長、県知事等の意見を反映した環境影響評価準備書がH S E株式会社から事前に公告、縦覧され住民への説明会が開催されることになっています。そして、その後もう一度環境影響評価準備書に対して、住民そして関係市町長、知事、環境大臣等の意見を反映した経産大臣の勧告が事業者に送られて、その内容で申請された環境影響評価書が公告、縦覧される流れになります。

したがって、町といたしましては、事業者から具体的なアクションがない状況においては手続や判断もできないわけにありますので、今のところはあくまでも待ちの姿勢ではありますが、今後先ほど申しましたような動きが展開がありましたら、何らかの形で報告はさせていただきたいと思っております。以上で答弁を終わります。

○議長（末若憲二） 1番、ただいまの執行部の答弁に対する再質問はありますか。

（1番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1番、米津高明君。

○1番 米津高明 何も連絡がないということなんですけれども、まず一つ、最初に日立が示していた計画での風車、本体ですね、これがもう廃番になっていて、もう作っていないと。かなり大きなものになるだろうということを町はつかんでいるはずです。そういう情報も入ってきました。それと、2年間の延長申請を行ったのが河内地区の保安林、共有林ですね、河内地区の地区の共有林が保安林に指定されて、その解除に手間取っているというようなH E Sの言い訳ですね。そのために2年間F I T法による事業の延長を申請して、国に認められたと。ただ、最初の計画にはその河内地区の保安林に当

たるその場所は全然入っていない。隣接もしていない。こういうことでいいのかと。町としては何も本当に知らないのかという疑問がずっと残ります。だから、ぜひこういう最初の計画と変更があるんですから、町としても強く住民に対しての説明会を開くように要請、要望じゃなくて要請をするべきだというふうに思っているというか、もうやってほしい。やってほしいというか、やるべきだと思うんですね。

ですから、こういうとんでもないことを言い出しているHSE、信用できるのかなと。また落下した風車の管理、日頃の管理を行っていた会社が日立パワーソリューションズという、今は日立系列じゃなくなりましたが、多分ここがまだ、例えばこの阿武風力発電に建てられたとしたら、ここが管理を請け負うんじゃないかなと。そういう面でもすごく心配です。山の上だから被害はないだろうじゃなくて、山の上だから風がきつくて、折れた羽がどこへ飛ぶか分からない、平地である新屋でも80メートルぐらい、23メートルぐらいの風で飛んでいるんですから、そういう危険もあるので、やっぱり自然破壊の面からもこれは計画は断念すべきだと私は思っています。

だから、きちっとやっぱり町として今の状況を、なぜそういうことになったかという状況を、やっぱりHSEに説明させるべきだと思うんですね。その場をぜひ設けていただきたい。知らないのであれば、ぜひそれを知るようにしてほしいという、知るべきだと思います。町長の意見を。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 風力発電については、冒頭から申し上げておりますように、私の立場はニュートラルということは前々から、初めから申し上げておりまして、私のほうから旗を振ってやってくれ、やってくれと言っているものでもありません。やるなやるなとむしろ旗を立ててるものでもありません。ニュートラルではあります。その中で繰り返すようではありますが、いろんなこの風力発電、自然エネルギー、風力発電も含めた自然エネルギーについては、当然今地球規模での大きな問題になっています温室効果ガスを削減すること。そして、この温室効果ガスの発生が大きな原因になって、地球温暖化が進んでおることが大変自然破壊であったり、人の産業に大きな悪影響を与えたり、大きな悪いことをたくさんしている。これはみんなの共通のこの温暖化というのはよろしくないということは認識だというふうに思います。その中で自然エネルギーの活用という方向性についても、私は正しいというふ

うに思いますし、その中の一部として風力発電があるということについては、それはそれであるかなというふうに思います。

そうした中で、私の立場としては、これも繰り返しますが、自然であったり環境であったり、もろもろ今まで我々が意見書として出しておったことが、しっかりとクリアできるということであれば、それは私どもとしては阿武町にそういった要望があれば、それに応えていくことは必要であろうというふうなことでありますが、前提として、先ほどのような問題は起こらないということが当然の前提であります。ですからニュートラルと初めから言うておるということでありまして、私どものほうからどうですかどうですかと言うべきものでもないとは思っております。ですから、本当にクリアされたものが出てくれば、それはそのように受け止めていくということ。

当然これも前回申し上げますように、町有林を貸したりするというような話については、皆さん方の議会にもかけるわけですから、条例改正で、皆さんの判断も当然中に入ってくるということでもありますので、今私のほうからどうこう、どうなったどうなった、どうだどうだというようなことをする気もありませんし、してもいいない。

もちろん内々にいろんなあれですよ。ネットとかで調べることはしますよ、我々として。でも、正式にどうですかこうですか、あれやってくれこれやってくれというふうなことはする気もありませんし、私はそれがニュートラルの立場であるというふうに思っております。以上です。

○議長（末若憲二） 1 番、再々質問ありますか。

（1 番、米津高明議員「はい」という声あり。）

○議長（末若憲二） 1 番、米津高明君。

○1 番 米津高明 町長の考えはニュートラルというのは、もう前々から発言されていますから、十分承知はしています。こちらからやいや言うわけじゃないとおっしゃいますけれども、事情、その最初の事業の計画と大きく変わってきているのであるから、やっぱりその辺は説明を求めるべき、町民に対しても説明を求めるべきじゃないかなという思いはあります。だからやっぱり求めていって、求めていくべきだと私は思います。

それと一つ、これはニュースでやっているから町長も御存じだと思うんですけども、山陽小野田市がヤマグチサンショウウオを小学生、中学生の子が絶滅危惧種ですから育てて放流すると。山陽小野田市も保護活動、保護を

していくというふうなニュースでやっていました。阿武町にも貴重なアブサンショウウオ、同じような大きさの個体です。この建てられるであろう地域の湿原に生息はしています。やっぱりこういうのを守るという姿勢もニュートラルであっても示してほしい。特に美しい村連合なんかに加盟しておられるのであるから、そういう自然を大事にしている。そういうところもやっぱり阿武町として発信をしていってほしい。保護するという。だから建てさせるんじゃない。もう建てるにしてもそこを絶対守るということを表明をしていただきたい。

○議長（末若憲二） 町長。

○町長（花田憲彦） 自然をしっかり守っていただきたい、自然環境を破壊しないようにしていただきたいというのは、初めから意見として出しておりますとおりであります。

サンショウウオのことについても、いろいろ皆さんが調べられておりまして、もともとカスミサンショウウオの何型というふうな型分けが今は別に独立した形になっておりますが、それだからという話はありません。サンショウウオというのは結構、7、8種類おるんですね。カスミサンショウウオの亜型が。亜型と言ったらいけんですけど。アブもあれば、ヒバサンショウウオ、アキサンショウウオ、サンインサンショウウオ、セトウチサンショウウオ、ヤマグチサンショウウオとか、7、8種類おるんです。どこにもおるんです、こういう言い方したらいけんですけど、いるんです。大方のところに、中国地方に。カスミサンショウウオの亜型なんですけども、7、8種類。阿武台地の周辺におるのはアブサンショウウオ、こういうふうに言われておりますけれども、そういったことについても、やっぱりこの地域にしかない今一つの大事な資源でありますから、もちろんこれについてはしっかりこれを絶滅するようなことをしてもらっても困る。ですからそういったことを私、これも前H S Eさんと話したときに、やはりこれをいかにそういった生息地をよけてやるかというようなことは随分努力をされておるという話は聞きました。ですから、ポールの位置というんですかね。これも随分とあっち行ったりこっち行ったり、一番初めのと随分変わっておるというふうに思いますし、本数ももしかしたら変わっているのかもしれない。

いずれにいたしましても、私どもが出している条件はそれはちゃんと守ってくださいという条件なんですから、それがクリアできなければ私どもが出

している条件、クリアできていないということは、それは賛成できませんよという、これも初めから言ってますよね、このことは。そういう立場でありますので、まさに私はニュートラルな立場で、こちらから応援の旗を振るわけでもないし、むしろ旗を立てるわけでもない。ニュートラルな形で見守っていく。そして本当にそれがクリアできるというふうなことが出てくるのであれば、それは協力する立場であろうということを繰り返すだけであります。以上です。

○議長（末若憲二） これをもって1番、米津高明君の一般質問を終わります。

以上で、今期定例会に通告のあった方の一般質問は全て終了しました。ここで昼食のため休憩いたします。午後は1時10分から行います。

休憩 12時10分～13時10分

○議長（末若憲二） それでは、昼食のための休憩を閉じて会議を続行します。

日程第4 議案1号から日程第10 議案第7号を上程

○議長（末若憲二） 日程第4、議案第1号から日程第10、議案第7号までを一括議題とします。まず、議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（水津繁斉） 議案書の3ページをお願いします。議案第1号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。これは地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、阿武町税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。

次のページ、4ページをお願いします。令和7年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は阿武町税条例の一部を改正する条例です。専決事由といたしまして、地方税等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び関係政令等が令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、これについて同年3月31日をもって専決処分につきこれを報告し、

承認を求めるものです。改正内容改め文については次のページ5ページから9ページまで、新旧対照表は10ページから25ページまでです。説明資料は別紙議案第1号資料の2ページから13ページまでで、2ページから3ページが改正条項別の説明、4ページから13ページが主な改正内容の説明です。

なお、今回の改正は令和7年度税制改正に基づくものであり、主な改正内容としましては、個人住民税の諸控除の見直し、軽自動車税種別割、二輪車の車両区分の見直し、加熱式たばこに係る町たばこ税の見直しです。

それでは、説明資料を見ていただいて主要項目について概要説明をいたします。説明資料の4ページをお願いいたします。まず、最初の改正項目、個人住民税関係の諸控除の見直しです。説明資料の4ページに諸控除の見直しの一覧を載せております。今回の個人住民税の諸控除の見直しは、物価上昇局面における税負担の調整及び就業調整への対応という観点から、個人住民税の地域社会への回避的な性格を踏まえ、住民税の諸控除の見直しのほか、地方税財源への影響や税務手続の簡素化の観点等を総合して勘案して令和8年度から適用されるものです。

最初に、給与所得控除の見直しについてです。説明資料の5ページをお開けください。給与収入が上昇すれば、控除額も増加する制度になっておりますが、最低保障額が適用される収入162万5,000円以下であります。である場合、収入が増えても控除額は増加しない構造であるため、物価上昇及び就業調整に対応する観点から、所得税と同様に最低保障額を現行の55万円から65万円に10万円引き上げられます。

次に、基礎控除の見直しについてでございます。1ページ戻っていただいて4ページをお願いします。所得税においては累進課税であるため、物価が上昇すれば賃金が上昇して実質的な税負担が増えるという課題があり、デフレからの脱却局面により消費者物価が令和7年から20%上昇していることから、控除額が10万円引上げを行われましたが、個人住民税につきましては累進課税ではなく一律の税率であることなどから据置きとなっております。

次に、大学生等の子ら等を対象にした特定扶養控除関係の見直し及び特別控除の創設についてです。資料のほうは6ページをお開けください。厳しい人手不足の一因に税制がある等の指摘から、就業調整対策の観点から所得税と同様に対象となる19歳から22歳までの大学生年代の子らの合計所得金額が見直され、特定扶養控除が現行の48万円から58万円に拡大されます。さらに

新たな控除として、所得税と同様に特定親族特別控除が創設され、同じく123万円以下であれば控除額が段階的に低減する仕組みではありますが、対象となります。

次に、扶養親族等に係る所得要件の引上げです。説明資料の7ページ、8ページを御覧ください。人に係る控除、人的控除のリストを載せております。文字が小さく読みづらくてすみませんが、配偶者控除関係と扶養控除関係の所得要件が物価上昇や就業調整対策の観点から所得税と同様に48万円以下から58万円以下に引き上げられます。

9ページをお願いいたします。個人住民税の改正ではなく、所得税法の改正に関するものですが、令和7年度の入居に限り子育て世帯について住宅ローン控除の拡充が実施されます。最下行に記載しているとおり、改正によって個人住民税が減収になりますので、参考までに掲載しております。

次のページ、10ページをお願いします。次の改正項目、軽自動車関係、二輪車の車輛区分見直しでございます。本年11月より新たな排ガス規制が適用されることになりまして、現行の50cc原付では規制のクリアが困難であるなどにより、今後の生産販売が困難になると予測されております。これに対応するため125cc以下クラスのバイクにつきまして、最高出力を4.0キロワット、これは50cc相当の出力です。に制御した新基準原付が新たに生産販売されることとなります。この新基準原付につきましては、種別割の税率は50cc原付と同じ2,000円に設定、ナンバープレートの色も同じく白色となっております。

次のページ、11ページをお願いします。町たばこ税関係で加熱式たばこに係る町たばこ税の見直しでございます。加熱式たばこが紙巻きたばこよりも税負担の水準が低く課税の公平性を欠いている現状を踏まえて、課税の適正化の観点から見直しを行うものです。資料の11ページは現行の加熱式たばこの課税方式です。加熱式たばこの課税標準の算定は、重量と価格に応じて、紙巻きたばこの本数に換算する方法となっております。

説明資料の次のページ、12ページを御覧ください。見直し後の課税方式、紙巻きたばこへの換算を重量のみで行う方式を説明しております。具体的には現在加熱式たばこの大部分を占めるスティック型の場合、1本0.35グラム以下のものを紙巻きたばこ1本に換算する仕組みです。また激変緩和の観点から2段階で見直しを行うこととなっております。令和8年4月から9月の間に売渡しや消費がされた加熱式たばこは改正前の換算本数の掛ける0.5と改

正後の換算本数掛ける0.5の合計で算定されます。

次のページですね、13ページをお願いします。最後の改正項目、固定資産税関係ですが、長寿命化に資する大規模修繕工事を行ったマンションに係る税額の減額措置の適用期限の延長でございます。マンションの修繕に係る固定資産税の減額措置の期限延長ですが、町内に該当するマンションはないので、詳しい説明を省かせていただき資料のみの説明とさせていただきます。

以上、御説明いたしました主な改正のほかにも改正された内容につきましては説明資料の2ページから3ページまで、改正条項別に概要説明を載せておりますので、御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について、執行部の説明を求めます。戸籍税務課長。

○戸籍税務課長（水津繁斉） 議案書の26ページをお願いします。議案第2号、専決処分を報告し承認を求めることについて（阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例）について御説明いたします。これは、地方税法第179条第1項の規定により阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し承認を求めるものです。

次のページ、27ページをお願いします。令和7年3月31日付専決処分書でございます。専決事件は阿武町国民健康保険税条例の一部を改正する条例です。専決事由としましては、地方税法等の一部を改正する法律（令和7年法律第7号）及び関係政令等が令和7年3月31日に公布、同年4月1日から施行されるためであり、また国民健康保険事業の健全な運営を図るため、保険税率について見直しを行い、令和7年4月1日から適用するためであり、これについて同年3月31日をもって専決処分につきこれを報告し承認を求めるものです。

なお、今回の改正は、制度については令和7年度税制改正に基づくものであり、改正内容としましては、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ、それから軽減措置に係る5割軽減、2割軽減の軽減判定基準の引上げです。改正改め文につきましては次のページ、28ページ、新旧対照表は29ページから33ページまでです。説明資料のほうは別紙資料の15ページから20ページまでで、15ページと16ページが制度の改正の説明、17

ページから20ページが税率改正の説明です。また、保険税率につきましては税率の見直しによるものであり、改正内容としましては基礎課税額医療分の所得割、被保険者均等割の税率改正、後期高齢者支援金等課税額の所得割、被保険者均等割の税率改正です。

それでは、説明資料を見ていただいて主要項目について概要説明をいたします。説明資料の15ページをお願いいたします。まず、最初の改正項目、制度改正関係ですが、基礎課税額及び後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額の引上げ及び軽減措置に係る5割軽減、2割軽減の軽減判定基準の見直しでございます。説明資料の15ページで、上の段が課税限度額の改正、下の段が軽減措置の基準額の見直しの概要を説明しております。今回の制度改正は政令改正に伴うもので、上段の2条第3項は医療給付が増大する中、保険料負担の公平性の確保の観点から、基礎賦課分の課税限度額を65万から66万に、後期高齢者支援金等課税限度額を24万から26万に引き上げるものです。これにより課税限度額は基礎課税額については前年が令和4年ですから3年ぶりでございます。後期高齢者支援金につきましては、4年連続の引上げになっております。それから介護納付金については据置きとなっているところでございます。

次に、下段の23条第1項ですが、経済動向を踏まえ一定所得以下の世帯の保険料負担軽減を図る観点から、この軽減判定基準を見直すものでございます。具体的には5割軽減の対象となる所得の判定において、被保険者の数に乘すべき金額を、現行の29万5,000円から30万5,000円に、また2割軽減の対象となる所得の算定では、同じく現行54万5,000円を56万円にそれぞれ拡大するものであります。

次ページ、16ページで課税限度額の引上げと軽減所得の判定基準の見直し拡大を所得額と保険税額のグラフで説明しておりますので御参照ください。

次のページ、17ページをお願いします。続いて次の改正項目、国民健康保険税の税率の見直しでございます。国民健康保険税の税率については、毎年山口県から県全体の医療費等から案分等により各市町村の事業費納付金と各市町村の標準保険料率が示され、それを参考に各市町で税率等を算定することになります。令和7年度につきましては、3年に一度の税率等の改正を予定しておりましたので、新たな標準保険料率をもとに医療費の動向や県内の他市町村の状況、負担額の動向などを調査、検討しました。その結果、県が示す

標準保険料率が前回税率決定した令和4年度に県内で最も高かったものが、令和7年度では現行税率に近くなり、医療分である基礎課税額では17番目に低いものとなっております。

また、令和元年度から継続する現行税率で比較しますと、医療分である基礎課税額では1人当たり負担額は令和6年度で19番目中19番目、一番低いですね。令和7年度では18番目の低いものとなる見込みです。さらに1世帯当たりで比較しても令和6年度では最も低い19番目、7年度でも18番目の低い負担額となる見込みです。なお、現行税率で実際の今年度の被保険者データを使用して試算、計算を行いました結果、必要な国保税額の総額をほぼ過不足なく確保することを確認いたしました。以上のことから、現行税率が令和7年度以降の税率として適切であると判断できます。しかしながら、医療分である基礎課税額で1人当たりが19市町分中18番目の低い負担額ではありますが、令和6年度実績に比べて約3,000円ほど上昇して5万円近くになる見込みとなりました。被保険者の減少などが主な要因と考えられますが、約3,000円も増えるのは負担感が大きいと思料いたしますので、令和6年度の国保特別会計の繰越金からそれを補填財源にして、基礎課税額で1人当たりの負担額が令和6年度と同等となるよう令和7年度の税率を再計算いたしました。その結果、決定した税率を資料17ページにまとめております。改正前の6年度までの税率、改正後の税率、県の標準保険料率及び改正前後の税率の増減を併記しております。医療分である基礎課税額において所得割を0.3%減の5.5%、被保険者均等割を2,000円減の2万1,500円、後期高齢者支援金等課税額において所得割を0.1%減の2.6%、被保険者均等割を1,400円減の9,500円と決定しました。なお、表の下段には参考比較としてそれぞれの率、額を合算した表を掲載しております。再掲1は40歳から65歳未満に該当する介護分を加えたもの、再掲2は42歳未満か65歳以上で介護分がないものでいずれも所得割で0.4%、均等割で3,400円の減額となっております。

次のページ、18ページをお願いします。この改正の結果について軽減措置の減額の額の変更を記したものです。この減額の額が条例上の減額額となります。赤い文字のところが変更された税率及び税率変更を伴って変更となった減額の額です。

次のページ、19ページをお願いします。18ページとほぼ同様の表ですが、減額の表示が減額後の額になっておりまして、実際に負担する額で表示した

表となっておりますので御参照ください。

次のページ、20ページをお願いいたします。今回の改正の結果について、そのまとめを記したものです。令和4年度と令和6年度、令和7年度を比較し、新たな税率等による全体の傾向についての記載です。令和7年度は被保険者数744人、世帯数540世帯で、6年度に比べて被保険者数が77人、給与9.4%の減、世帯数で41世帯、7.1%の減です。調定額総額は5,478万5,000円で、昨年の6,191万6,000円を713万1,000円下回ります。結果、平均税額において被保険者1人当たりの税額は1,780円減額の7万3,636円、1世帯当たりでは5,114円減額の10万飛んで1,454円となり、平均ですが1人当たり2.4%、世帯当たり4.8%の減少となるところであります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第3号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書34ページをお願いします。議案第3号、阿武町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例について御説明します。本案件は、栄養士免許を取得せずとも管理栄養士となることが可能になることを受け、内閣府令で定める各種施設の基準において栄養士の配置等を求めている部分につき、管理栄養士が追加されたことに伴い、本条例についても同様に改正をするものです。

それでは、次ページの新旧対照表により御説明いたします。第16条第1項第2号において栄養士を栄養士または管理栄養士に改めます。施行期日は公布の日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第4号、阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。土木建築課長。

○土木建築課長（近藤慎治） 議案書36ページをお願いします。議案第4号阿武町営住宅条例の一部を改正する条例について御説明します。本案件は、昭和53年度に水ヶ迫に建設し、劣化が進んでいた簡易耐火構造2階建て8戸の町営住宅を今年3月に解体除却したことに伴い、関係する条例を改正するものです。

それでは、37ページの新旧対照表により御説明いたします。別表中、水ヶ迫の2列目の項になりますが、建設年度、昭和53年度の水ヶ迫住宅8戸について、令和6年度に解体除却したため削るものです。なお、施行は公布の日

からで、適用は令和7年4月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第5号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書39ページをお願いします。議案第5号、阿武町国民健康保険診療所設置条例の一部を改正する条例について御説明します。本案件は現在旧齋藤医院を福賀診療所の巡回診療拠点なご診療所として診療を行っておりますが、県立総合医療センターから医師の派遣を受け入れるに当たり、電子カルテが必要になってくること、また新しい診療施設での診療を開始するときの事務負担を少しでも軽減するため、今のうちから準備できることは行っていくことを目的に、新しい診療所の名称を阿武診療所とし、巡回診療拠点から正式な国保直営診療所として開設するための改正です。

それでは、次のページの新旧対照表により御説明いたします。第2条の表に名称、阿武町国民健康保険阿武診療所、位置、阿武町大字奈古2860番地1を加えます。この位置ですが、旧齋藤医院の番地とし、新しい診療所が完成した後にはこれを変更いたします。施行期日は令和7年8月1日からとなります。ちなみに阿武診療所の設置は8月1日となりますが、設置後に保険診療の届出等を行いますので、阿武診療所としての正式な診療は9月1日からとなります。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第6号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の41ページをお願いいたします。議案第6号、阿武町消防団員の定数、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。本案件は消防団員の減少に伴い、団員数の定数と実数の差が著しく、増える見込みもないことから、現行定数の165人を140人に改正するもので、内容につきましては42ページの新旧対照表のとおりであります。なお施行日は7月1日からとなります。

現在の消防団員は、4月1日現在で定数165人に対して実団員数は116人のマイナス49人で、改正に当たり消防団と協議した結果、奈古地区が85人から75人で10人の減、福賀地区が35人から30人で5人の減、宇田郷地区が30人から20人で10人の減で、合計25人の定数減となりますが、女性団員を含む本部

団員の定数につきましては15人で変更はありません。また、消防団員の公務災害補償費、退職報奨金及び賞じゅつ金に係る山口県市町総合事務組合の負担金につきましては、基本的に条例定数により負担金の額が決められていることから、今回の定数減により今年度からの負担金の額は53万円程度減額となる見込みです。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 次に、議案第7号、物品売買契約の締結について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の43ページをお願いいたします。議案第7号、物品売買契約の締結についてを御説明いたします。本案件は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第3条の規定により、財産の取得について予定価格が700万円を超えるため町議会の議決を求めるものです。

まず契約の目的は、職員が使用している情報系パソコンのWindows10及びMicrosoft Office2019のサポートが本年10月に終了するとともに、パソコンの耐用年数である5年を超過し、昨年度は13台、今年度は既に3台が故障するなど、パソコンの故障が増えていることから、今回職員が使用するモバイルノートパソコン51台とデスクトップパソコン1台の計52台のほか、液晶ディスプレイ及びオフィス統合ソフト52台分のライセンス等を更新するもので、物品の納入場所は役場本庁、教育委員会、福賀、宇田郷両支所及び福賀診療所となります。契約の方法は指名競争入札により6月2日に入札を行った結果、契約の金額は税込み1,536万7,000円、契約の相手方は山口県萩市大字御許町1番地、山口視聴覚機器株式会社萩営業所、所長尾木義典で、最終納期は10月3日としているところです。以上で説明を終わります。

日程第11 議案第8号を上程

○議長（末若憲二） 日程第11、議案第8号を議題とします。議案第8号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、執行部の説明を求めます。町長。

○町長（花田憲彦） 議案第8号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについてを御説明いたします。本案件につきましては、現在2期8年目の中野貴夫副町長の任期が今年6月30日をもって任期満了となるために、中野

副町長の再任で御同意をお願いするものであります。任期につきましては本年7月1日から令和11年6月30日までの4年間となります。なお、中野副町長の経歴等につきましては、45ページの議案第8号の審議資料を御参照ください。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 議案第8号は人事案件でありますので、直ちに審議に入りたいと思います。ここで中野副町長につきましては、一身上のことであるので、一時退席をお願いいたします。

（副町長、議場外へ退出。）

○議長（末若憲二） 続いて、ただいまの執行部の説明に対する質疑を行います。質疑はありますか。

（「なし」という声あり。）

○議長（末若憲二） 続いて、討論は省略し、採決を行います。採決の方法は挙手により行います。お諮りします。議案第8号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについて、原案のとおり同意される方の挙手を求めます。

（「挙手」多数。）

○議長（末若憲二） お下ろしてください。挙手多数です。よって、議案第8号、阿武町副町長の選任につき同意を求めることについては、原案のとおり同意することに決定しました。ここで中野副町長の入場を許可します。

（副町長、議場へ入場し自席へ。）

○議長（末若憲二） 中野副町長にお知らせします。議案第8号は同意されましたのでお知らせします。御挨拶をお願いします。

○副町長（中野貴夫） 先ほどは副町長の選任案件の同意をいただきまして誠にありがとうございます。もとより浅学非才の身であり、改めて身の引き締まる思いがいたしておりますが、いま一度初心に返って花田町政をしっかりと支え、町民の福祉の向上と阿武町の発展のために誠心誠意副町長の職務を全うしてまいりたいと存じますので、今後ともよろしくお願いいたします。

日程第12 議案第9号から日程第15 議案第12号を上程

○議長（末若憲二） 日程第12、議案第9号から日程第15、議案第12号までを一括議題といたします。まず、議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第1回）について、執行部の説明を求めます。副町長。

○副町長（中野貴夫） それでは、議案書の46ページをお願いいたします。議案第9号、令和7年度阿武町一般会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正額は1億271万5,000円を追加し、補正後の歳入歳出予算の総額を46億1,271万5,000円とするものです。なお、歳入歳出予算の補正及び地方債の補正につきましては、別冊補正予算書の第1表、第2表のとおりです。以上で説明を終わります。

○議長（末若憲二） 続いて説明をお願いします。説明は歳出からお願いします。補正予算書14ページ、1款・議会費から、議会事務局長。

（議会事務局長、議会費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、副町長。

（副町長、一般管理費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、企画総務費、企画振興費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、副町長。

（副町長、防災行政無線費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、戸籍税務課長。

（戸籍税務課長、税務総務費、戸籍住民基本台帳費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、指定統計調査費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、健康福祉課長。

（健康福祉課長、社会福祉総務費、児童福祉総務費、児童クラブ費、保健衛生総務費、診療所費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、農林水産課長。

（農林水産課長、農業政策費、林業政策費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、商工政策費、観光費、道の駅産業振興費、地域内循環地方創生特別事業費、地域魅力向上地方創生特別事業費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、土木建築課長。

（土木建築課長、土木総務費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、副町長。

（副町長、災害対策費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、教育委員会事務局長。

（教育委員会事務局長、事務局費、給食センター費、（中学校費）教育振興費、社会教育総務費、保健体育総務費について説明する。）

○議長（末若憲二） 続いて、まちづくり推進課長。

（まちづくり推進課長、諸支出金について説明する。）

○議長（末若憲二） 以上で、歳出の説明を終わります。続いて、歳入に入ります。10ページ、12款・分担金及び負担金から。副町長。

（副町長、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二） 次に、議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の47ページをお願いします。議案第10号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（事業勘定）特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は922万5,000円を追加し、補正後の予算を5億8,984万6,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の44、45ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二） 次に、議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の48ページをお願いします。議案第11号、令和7年度阿武町国民健康保険事業（直診勘定）特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は3,123万5,000円を追加し、補正後の予算を3億5,396万3,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の54、55ページをお願いします。

（健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。）

○議長（末若憲二） 次に、議案第12号、令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）について説明を求めます。健康福祉課長。

○健康福祉課長（矢次信夫） 議案書の49ページをお願いします。議案第12号、令和7年度阿武町後期高齢者医療事業特別会計補正予算（第1回）について御説明いたします。今回の補正は77万円を増額し、補正後の予算を9,201万4,000円とするものです。それでは、別冊補正予算書の64、65ページをお願い

します。

(健康福祉課長、歳出、歳入について説明する。)

○議長(末若憲二) 以上で議案説明を終わります。

日程第16 委員会付託

○議長(末若憲二) お諮りします。ただいま議題となっております議案第1号から議案第7号、議案第9号から議案第12号については、会議規則第39条第1項の規定により、一括して阿武町行財政改革等特別委員会に付託したいと思いますが、御異議ありませんか。

(「異議なし」という声あり。)

○議長(末若憲二) 御異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第7号、議案第9号から議案第12号については阿武町行財政改革等特別委員会に付託することに決定しました。

以上で、本日の議事日程は全て終了しました。本日はこれをもって散会とします。全員御起立をお願いします。一同礼。お疲れさまでした。

散会 14時10分

地方自治法第123条第2項の規定により署名します。

阿武町議会議長

末 若 憲 二

阿武町議会議員

白 松 靖 之

阿武町議会議員

西 村 容 子